

官報

号 外
国会会議録

令和七年八月十五日

○第二百十八回 参議院 会議録追録

戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置
付けに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿

神谷 宗幣

戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置
付けに関する質問主意書

二〇二五年は戦後八十年の節目に当たる。これまで、五十年、六十年、七十年の節目には、いずれも当時の内閣により、歴史認識に関する首相談話が閣議決定を経て発出されてきた。歴史認識をめぐる首相談話は、時に内外の強い関心と呼び、国内的にも評価が分かれる中で、外交・教育政策に長期的な影響を及ぼしてきた。こうした背景の下、戦後七十年においては、歴代談話の立場を全体として引き継ぐとした上で、将来への方向性を打ち出す形で一定の整理が図られた。

戦後八十年に際しても、談話の発出を予定していることが報じられたため、私は二〇二五年四月、「戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問主意書（第二百十七回質問第九七号）」を提出した。当該質問主意書では、有識者会議の設置方針や戦後七十年談話の継承、歴史認識の扱いなどについて政府の見解を質したが、政府は何ら決まっていなかったのみ答弁し、具体的な方針は明らかにされなかった。

令和七年八月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

政府は当初、二〇二五年四月中に有識者会議を設置し、多様な意見を踏まえ、戦後八十年に際する首相見解（以下「首相見解」という。）を策定する方針を検討していたものの、最終的には実現に至らず、本質問主意書提出時点においても有識者会議は設置されていないと承知している。終戦の日まで約二週間となる中、首相見解の内容や形式については政府内で一定の整理が進められていると推察されるところ、報道によれば、首相見解は、戦前の統帥権や文民統制の検証、現行憲法下での自衛隊の位置付けを主題とする一方、歴史認識には「踏み込まない」構成とされている。

しかし、有識者会議を通じて開かれた議論もなく、準備過程が不透明なまま、重大な国家的メッセージが発出されることには強い懸念が残る。首相見解が閣議決定を伴わない形式であっても、戦の日以内閣総理大臣名で安全保障に関する基本的立場を示す文書が発出されれば、それは個人的見解にとどまらず、内外に重大な影響を及ぼすことは避けられない。内容や形式の曖昧さは、従来の首相談話との整合性や国政の継続性、対外発信の信頼性を損ねるおそれがある。とりわけ、報道されているように、自衛隊の位置付けといった安全保障上の核心に触れるのであれば、その前提となる歴史認識や戦後処理に関する前提の整理と説明は不可欠であると考える。

政権の安定性や国民的理解が十分に得られていない状況で、手続の正当性や議論の透明性を欠いたまま、新たな見解が示されようとしていること

には、強い懸念を抱かざるを得ない。首相見解を終戦の日に出す意義及び将来の政権への継承性の担保策については、発出前に国民に説明されて然るべきと考ええる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 戦後七十年に際しては、当時の安倍晋三内閣総理大臣の下で二十一世紀構想懇談会が設置され、歴史や政治に造詣の深い有識者が幅広く参加し、戦後の歩みと今後の国の役割について多角的な議論が行われたと承知している。戦後八十年に際し発出が予定されている首相見解は、閣議決定を経ない形式で発出される予定か示されたい。また、首相見解の策定に当たり、有識者の意見聴取や閣僚間の協議は行われたのか示されたい。

二 首相見解の形式が閣議決定によらずとも、内閣総理大臣名で発出され、歴史認識や安全保障に関わる重大事項に言及する以上、実質的には政府の公式見解として受け止められることは避けられないと考える。政府としてもそのような認識に立っているのか示されたい。また、首相見解の内容について、政府は説明責任を果たす立場にあると考えるか示されたい。

三 首相見解が閣議決定を経ずに発出された場合、その内容は将来の政権において継承されるべきものと位置付けられるのか示されたい。継承される場合、根拠を示されたい。継承されない場合、節目の年に首相見解を発出する意義を示されたい。

四 戦後五十年・六十年・七十年の歴史認識に関する首相談話は、いずれも閣議決定を経る形式で発出されてきた。今回、閣議決定を経ない形式とする場合、その理由を示されたい。また、閣議決定の有無が内外に与える影響について、政府の認識を示されたい。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「首相見解」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、戦後八十年のメッセージの在り方については、現時点では決まっておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

SNSにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿

神谷 宗幣

SNSにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問主意書

私は令和七年四月二十一日、「日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問主意書（第二百十七回国会質問第一〇四号。以下「質問主意書」という。）を提出した。質問主意書は、政府機関又はその関係者がSNSプラットフォーム運営事業者（X、YouTube等）に対して、中国にとって不都合とされる政治的情報や言論に関し、投稿の削除、表示制限、アルゴリズム

ム操作等の介入を要請した事実又はそれを容認・黙認していた事実があるか否かを質問したものである。これに対する答弁書(内閣参質二一七第一〇四号。以下「答弁書」という。)において、政府は御指摘のような事実はない旨答弁し、SNS上の情報空間に対して政府が関与し、特定の政治的意図の下に世論を誘導していることはないとの認識を示した。

しかし、初代デジタル大臣で自由民主党広報本部長を務める平井卓也衆議院議員は令和七年七月十七日、インターネット番組に出演した際、「我々、相当「消し込み」にはいつてますからね。どっだけやっても追いつかない」と発言した(以下「当該発言」という。)。これは、自民党がSNS上の投稿内容に対して組織的な「消し込み」、すなわち削除・抑制等の介入を行っていることを事実上認めるものと受け止められ、波紋を呼んだ。

平井議員は同月二十五日、SNS上において、通報機能を用いた対応であったことを明確に認めている。当該発言が示すとおり、個人の判断ではなく、党として一定の基準や体制に基づく対応であった可能性が高い。そして、その主体が政府・与党であることを踏まえれば、公共的言論空間への影響は極めて重大である。また、平井議員は「アカウントの凍結等の措置は、各プラットフォームが自らの利用規約に基づいて判断するもの」と弁解しているが、実際には政府・与党関係者がSNS上の言論環境に対して、組織的かつ恣意的な統制を加えていた可能性を自ら示唆したものであり、政府が従来示してきた答弁の内容との間に明らかな齟齬が生じる。とりわけ、SNS空間が現代の民主主義社会において国民の政治的意思形成や政策批判の中核的役割を担っている現状を踏まえれば、与党による情報空間の操作は、国民の知る権利、表現の自由、選挙の公正性を著しく損なう。

諸外国においても同様の問題意識が顕在化して

おり、SNSに対する政府の関与の是非が憲法訴訟や制度設計の核心課題として取り上げられている。例えば、米国では、バイデン政権によるSNSプラットフォーム運営事業者への投稿削除要請をめぐる、令和五年、連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所が、政府による働きかけが表現の自由(憲法修正第一条)を侵害するおそれがあると判断した事例があった(Murphy v. Missouri事件)。また、令和七年一月二十日、トランプ大統領は「言論の自由の回復と連邦政府による検閲を終結させる大統領令」(Executive Order 14146)を发出し、政府関係者がSNSプラットフォーム運営事業者に対して言論の削除や制限を要請することを禁止する政策的姿勢を明確に打ち出している。

さらに、欧州連合(EU)では、令和四年に施行された「デジタルサービス法(DSA)」により、政府からの削除要請やプラットフォームによる削除決定に関し、理由の開示、利用者への通知義務、異議申立制度、透明性レポート等の手続的保障が制度化されている。これにより、表現の自由との整合性を確保しつつ、プラットフォームと政府の関与の透明性を制度的に担保している。

これらの国際的な事例に照らしても、SNS上の言論に対する政府・与党の関与が、どのような法的根拠に基づき、いかなる判断基準で行われているのか、透明性と憲法的整合性の両面から検証されるべきである。

よって、政府として、平井議員の発言の真意及び事実関係、SNSプラットフォーム運営事業者との関係性、過去の政府答弁との整合性並びに言論の自由との関係について、国会において明確な説明責任を果たすべきであると考ええる。

一 当該発言について、「消し込み」が具体的に何を意味すると政府は認識しているか示された。また、当該発言は、政府の関与を示唆するものなのか、政府の見解を示された。

二 当該発言は、SNS空間に対する与党の組織的介入を示唆するものであり、公共的言論空間の中立性や表現の自由に関わる重大な意味を持つと考ええる。政府として、当該発言の趣旨や内容について把握しているか示されたい。また、把握していない場合でも、当該発言が一定の政治的影響を及ぼしている以上、事実関係を調査すべきと思料するが、今後調査を行う考えがあるか示されたい。同様の発言や行為が現に政府関係者によって行われていた場合、それは国民の表現の自由や選挙の公正性を損なうと政府は認識しているか、政府の見解を示されたい。

三 SNS上の投稿削除、表示制限、アカウント停止等について、政府関係機関又はその職員が、SNSプラットフォーム運営事業者に対して要請・通報・協力などの行為を行った事例があるか。ある場合、その件数、対象内容、実施時期、法的根拠を示されたい。

四 答弁書における御指摘のような事実はない旨の政府答弁と当該発言との間に整合性があると考えるか、政府の認識を示されたい。

五 「誤情報対策」や「差別的投稿防止」を名目とした政府・与党によるSNS投稿に対する削除・制限・可視性制御等の働きかけが、特定の政治的言論や政策批判の抑圧につながっていると思料するが、政府の見解を示されたい。

六 政府又は政党によるSNS上の投稿に対する働きかけや削除要請の実態を国民が把握できるようにするため、透明性確保の仕組み(要請履歴の記録と開示、報告書の義務化など)を制度化する考えはあるか、政府の見解を示されたい。制度化する考えがある場合、制度設計の方針を示されたい。

七 米国やEUにおいては、政府によるSNSへの関与に対する透明性の確保や、憲法上の表現の自由との整合性を確保するための法的枠組みが整備されつつある。政府として、こうした国

際的な潮流と比較し、国内における制度設計の在り方についてどのような見解を有するか示されたい。また、今後の法制度整備の必要性について、認識を示されたい。
右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出SNSにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出SNSにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘の「発言」については、政治家個人又は特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお尋ねにお答えする立場にない。いずれにせよ、御指摘のように「SNS上の言論環境に対して、組織的かつ恣意的な統制を加えていた」とはならない。

二について
前段のお尋ねについては、御指摘の「発言の趣旨や内容」の詳細については把握していない。

中段のお尋ねについては、御指摘の「一定の政治的影響を及ぼしている」の意味するところが必ずしも明らかではなく、御指摘の「発言」については、政治家個人又は特定の政党の活動に関するものであり、その「趣旨や内容等」について調査を行うことは考えていない。

後段のお尋ねについては、御指摘の「同様の発言や行為」の具体的に意味するところが明らかではなく、いずれにせよ、仮定を前提としたものであり、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「SNS上の投稿削除、表示制限、アカウント停止等」及び「要請・通報・協力などの行為」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではなく、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、御指摘の「政府関係機関」において、プロバイダ等特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号。以下「法」という。)第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。に対して、法令に基づき御指摘の「要請」、「協力」等を行った事例について、お尋ねの「法的根拠」、「実施時期」、「対象内容」及び「件数」を現時点で把握している範囲で示しますと、警察庁が、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第十七条の規定に基づき、令和七年四月から同年六月までの間に、犯罪の実行者の募集であると疑われる情報に係るアカウントの削除の要請を行った件数は八百四十四件、同年一月から同年六月までの間に、特殊詐欺等の犯行に利用されたアカウントを把握した上で、当該アカウントを情報提供し、その利用停止や削除の検討を依頼した件数は八千五百六十四件、また、法務省の人権擁護機関が、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四条第一項第二十六号及び人権侵害事件調査処理規程(平成十六年法務省訓令第二号)第十四条第一項第一号の規定に基づき、令和四年一月から令和六年十二月までの間に、SNSを含むインターネット上の人権侵害の情報に係る投稿の削除の要請を行った件数は千六百十件である。

五について

御指摘の「特定の政治的言論や政策批判」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、「政府」における御指摘の「働きかけ」については、例えば、三についてで述べた人権侵害の情報に係るものがあるところ、これは、差別の

解消といった目的を実現するために行っているものであり、「特定の政治的言論や政策批判の抑圧」を意図するものではない。

また、御指摘の「与党」に関するお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

六について

御指摘の「要請履歴の記録と開示、報告書の義務化など」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「透明性確保の仕組み」の「制度化」については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号)による改正後の法において、御指摘の「SNS」に関するものを含め、大規模特定電気通信役務提供者(法第二条第十四号に規定する大規模特定電気通信役務提供者をいう。)が、「政府」も含む、申出者(法第二十二條第二項第三号に規定する申出者をいう。)からの侵害情報送信防止措置(法第二条第八号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。)を講ずることを求める申出の受付の状況、当該申出を受けて行った侵害情報送信防止措置を含む送信防止措置(法第二条第九号に規定する送信防止措置をいう。)の実施状況等について、毎年公表することとしたところであり、法の適切な運用を図ってまいりたい。

また、御指摘の「政党」に関するお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

七について

御指摘の「SNSへの関与」の在り方については、各国の事情や状況等が異なっていることから、これに係る我が国の制度について、他国と単純に比較することは適切でないと考えている。いずれにせよ、六についてでお答えしたとおり、御指摘の「法制度整備」を行ったところであり、法の適切な運用を図ってまいりたい。

フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿 神谷 宗幣

フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問主意書

私は令和六年四月及び十一月、フェンタニルを始めとする合成麻薬が外国勢力による戦略的な破壊工作に利用される可能性を問う質問主意書を提出した(第二百十三回国会質問第一〇四号及び第二百十六回国会質問第一号)。これに対し、政府は、我が国ではフェンタニルは麻薬に指定されており、極めて抑制的に使用され、現時点では米国のような乱用の実態はないと認識していると答弁するのみで、薬物問題を厚生労働行政の領域に押し込め、国家安全保障やインテリジェンスの観点から真剣に検討する姿勢を見せなかった。

しかし、日本経済新聞は令和七年六月、中国系組織が名古屋に倉庫拠点を設け、フェンタニル前駆体を米国向けに大量発送していた実態が判明したと報じた(以下「当該事案」という)。これは単なる密輸事件ではなく、日本がフェンタニル密輸ネットワークの中継拠点として組み込まれていた可能性を示すものであり、政府のこれまでの答弁が事実認識として不十分だったことを証明するものである。

さらに、ジョージ・グラス駐日米国大使は、X(旧Twitter)上で「フェンタニルやメタンフェタミンといった合成薬物は、日米両国において多くの命を奪っています。そして、中国共産党はこの危機を意図的にあおっています。」と警告している。

加えて、「われわれはパートナーである日本と協力することで、こうした化学物質の日本經由での積み替えや流通を防ぎ、両国の地域社会と家族を守ることができます。」とも述べ、迅速な対応を日本政府に促している。

こうした事態は、単なる密輸問題ではなく、敵対的な意図を持って日米同盟関係に不信と対立をもたらそうとするサポーター・ジュ工作である可能性を強く示唆している。アヘン戦争から中国共産党による内戦時代のアヘン工作、北朝鮮の覚醒剤戦略に至るまで、歴史上、薬物は戦略的に用いられてきた。現代においても、米国議会やDEA(麻薬取締局)は、フェンタニル供給を「非軍事型戦争Ⅱ超限戦」として捉え、中国共産党による国家戦略の一部とみなしている。

フェンタニルの流入は単なる健康問題にとどまらず、若年層の依存拡大、教育の機能不全、労働力の質の低下、治安の悪化や医療費の増大、地域社会の瓦解といった形で、日本社会の人的資本や社会統合力を根底から損ない、経済力・外交力・国際的信頼といった国益を複合的に毀損し得る。

これを防ぐには、薬物問題を国家安全保障上の中核課題と位置付け、情報・治安・外交・教育・保健・税関などを統合した対応策が不可欠である。しかし、現状、政府はインテリジェンス機関(内閣情報調査室、公安調査庁、警察庁外事部門など)に対して薬物サポーター・ジュ監視任務を明示せず、省庁間の連携組織も未整備である。過去の答弁は現実と乖離しており、政府の見解が修正されない限り、今回の事案と同様の危機が一層深刻化する蓋然性が高い。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 日本がフェンタニル密輸の中継拠点として利用されていた可能性について、政府として調査を行っているのか示されたい。行っていない場合、その理由を示されたい。

二 政府は当該事案を単なる密輸事件として捉えているのか、見解を示されたい。若しくは、当該事案が外国勢力による意図的・組織的な活動の一部であり、日本をフエンタニル密輸の中継拠点とすることで日米間の信頼関係や安全保障に影響を及ぼし得るものとして、安全保障上の問題と捉えているのか、見解を示されたい。

また、グラス駐日米国大使は、中国共産党はフエンタニル危機を意図的にあおっていると警告し、同時に「われわれはパートナーである日本と協力することで、こうした化学物質の日本経由での積み替えや流通を防ぎ、両国の地域社会と家族を守ることができます。」とも発言しているが、こうした発言に対する政府の見解も併せて示されたい。

三 日本がフエンタニル密輸の中継拠点と認識される可能性が国際的にも高まっている中、政府はこれが日米同盟の信頼関係及び治安協力体制にどのような影響を与えると認識しているか示されたい。また、グラス駐日米国大使による警告を踏まえ、誤認や不信を回避し、日米間の信頼を維持・強化するために、どのような外交対応を行っているか、具体的に示されたい。

四 政府は、薬物を戦略的に利用した事例（アヘン戦争、中国共産党のアヘン工作、北朝鮮の覚醒剤政策等）についてどのように認識しているのか示されたい。また、前記事例の歴史的知見を踏まえ、薬物の流通が国家安全保障に与える影響をどのように捉え、現代の安全保障政策に反映させているのか、インテリジェンス機関の役割を含めて説明されたい。

五 「超限戦」という概念において、薬物・物流・情報・風評操作といった非軍事的手段による攻撃を、政府は戦略的リスクとして認識しているか示されたい。また、当該事案を「超限戦」の一形態と位置付けて分析しているか、明確に示されたい。

六 政府は、インテリジェンス機関に対して、薬物を用いた外国勢力による破壊工作に関する監視・分析・防止任務を明示的に付与しているか示されたい。付与していない場合、今後、付与する方針はあるか示されたい。

七 今後、薬物問題を国家安全保障上の中核課題として位置付け、外務、防衛、警察、厚生労働、文部科学、税関、インテリジェンス機関等を統合した国家横断型タスクフォースを創設する考えがあるか。考えがある場合、具体的な構想を示されたい。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出フエンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出フエンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、不正薬物の密輸に対しては平素から必要な調査を行っているところであるが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、不正薬物の密輸の取締りに関しては、こうした調査も踏まえ、関係国と情報を共有するなど緊密に連携しつつ、都道府県警察、地方厚生局の麻薬取締部及び税関において、個別の事案に応じ、捜査情報等を共有するなど必要な連携を図りながらこれを行っているところである。

二について

前段のお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。後段のお尋ねについては、駐日米国大使の「発言」の逐一について政府としてお答えすることは差し控えたい。その上で、政府としては、米国を始めとする関係国や、国連薬物・犯罪事務所といった国際機関と緊密に連携し、世界各地における不正薬物の根絶やサブライチェーンの壊滅に向け、積極的に取り組んでいる。

三について

お尋ねの「日本がフエンタニル密輸の中継拠点と認識される可能性が国際的にも高まっている」と及び「日米同盟の信頼関係及び治安協力体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現段階で、フエンタニルをめぐる状況が日米関係に影響を与えるとは考えていない。その上で、米国とは、平素から外交当局を含めた関係当局間で緊密な情報共有を行い、連携してきている。

四について

前段のお尋ねについては、御指摘の「薬物を戦略的に利用した」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。後段のお尋ねについては、お尋ねの「薬物の流通が国家安全保障に与える影響」の意味するところ及び御指摘の「インテリジェンス機関」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、近年、各国において、不正薬物を取り巻く問題が深刻化していると認識しており、我が国としても、その取締り強化に資する情報収集・分析について関係省庁が連携して対応している。

五について

お尋ねの「戦略的リスク」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「超限戦」については、個人の著作等に係るもので

あり、政府として確立した定義を有していないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、一般論として、御指摘の「非軍事的手段による攻撃」については、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）において示したとおり、政府としては、「軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境において、サイバー空間・海洋・宇宙空間、技術、情報、国内外の国民の安全確保等の多岐にわたる分野において、政府横断的な政策を進め、我が国の国益を隙なく守る」必要があると認識している。

六について

お尋ねの「薬物を用いた外国勢力による破壊工作」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「国家横断型タスクフォース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点では、御指摘のような「薬物問題を国家安全保障上の中核課題として位置付け」ることを前提とした政府横断的な新たな体制の創設は検討していない。いずれにせよ、不正薬物に係る問題については、引き続き、関係省庁が連携して対応していく考えである。

共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿

神谷 宗幣

共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問主意書

共産主義思想は、歴史的に暴力革命や一党独裁、私有財産の否定、宗教・伝統・家族の破壊を掲げ、二十世紀においてソビエト、中国、カンボジアなどで甚大な人道的・制度的破壊をもたらした。我が国においても戦後、日本共産党やその関連団体が破壊活動防止法に規定する調査対象団体に指定され、公安当局の監視を受けてきた。

しかし、より深刻なのは、現代の共産主義が露骨な暴力革命を主張するのではなく、その思想的共鳴者を通じて、官僚機構・司法・教育・地方行政などの中枢に浸透し、価値観や政策判断に相当な影響力を及ぼしている現実である。

例えば、共産主義勢力が司法試験合格者や裁判所職員などを通じて、組織的に法曹界への浸透を試みていたとする証言もある。また、官僚機構においても、これらの思想に共鳴する者が入省後に中枢的な部署に就き、教育、福祉、男女共同参画、外国人政策などの分野で、保守的な国家観や公共的価値観を否定するような制度設計を進めているとの見方もある。

さらに、フランクフルト学派やアントニオ・グラムシの理論に基づく、いわゆる文化的マルクス主義(Cultural Marxism)とも呼ばれる思想潮流は、暴力革命ではなく、価値観・言語・教育・文化などを通じて既存の社会構造の変革を目指していると考え、特に米国では一九六〇年代以降、大学、マスコミ、法曹界、政府機関などにこうした思想が浸透し、リベラルの名の下に家族制度・宗教・国家意識といった伝統的価値観を相対化、矮小化してきた。文化的マルクス主義は、従来の共産主義のように「党」や「革命」といった明示的な形を取らずとも、制度の内側から価値基盤や社会秩序に影響を与える「構造的変革」を目指している。

我が国においても、ジェンダー平等、ダイバーシティ推進、多文化共生、外国人参政権といった一見穏当な政策用語が用いられつつも、その裏側

で、家族、国籍、国語、教育内容、歴史観といった国家の独立性や公共秩序の基盤を成してきた制度や概念が見えない形で崩されてきていると史料する。

さらに、こうした共産主義的政策に対して疑問を呈した議員や評論家、教育者が「差別主義者」、「反民主主義者」のレッテルを貼られることで、議論の萎縮や自己検閲の空気も広がっている。これは、自由民主主義の外見を保ちつつ、内実として言論統制的傾向を帯びる、いわゆる「ソフト・トータリタリアニズム(柔らかな全体主義)」の兆候であり、政府は憲法秩序を守る観点から、この現象を正面から分析・対応すべき時に来ていると史料する。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 共産主義思想の基本的特徴として指摘される暴力革命、一党独裁、財産否定、宗教・家族制度の否定等について、政府はどのように認識しているか。自由民主主義体制との整合性に関する政府の立場を明確に示されたい。

二 非公然党員や特定思想に共鳴する人物が法曹界・官僚機構・地方行政において一定の影響を与えているとの指摘があるが、政府として、そうした傾向についての実態把握・調査・分析を行っているか示されたい。行っている場合、公安調査庁や内閣情報調査室等の関係機関における対応状況を示されたい。

三 日本共産党や関連団体が過去に法曹界・教育界・労働組合などに対して組織的に浸透を図ったと史料するが、政府としてどのように評価しているか示されたい。また、そうした活動が現在においても一定の影響を及ぼしている可能性について、継続的な警戒の必要性を含めた政府の見解を示されたい。

四 米国において、「文化的マルクス主義」と呼ばれる思想潮流が、大学・メディア・法曹界・教育制度等に影響を与えているとの分析がある。

こうした海外における思想的動向について、政府としてどの程度把握・認識し、分析・評価の対象としているか示されたい。

五 日本国内において、文化的マルクス主義的価値観(ジェンダー絶対主義、反家族主義、歴史否定、国籍・主権の相対化など)が、行政・教育・法曹界などを通じて制度に影響を与えているとの指摘がある。政府はこのような思想的傾向の政策への影響について、どのように分析し、どのような認識を有しているか示されたい。

六 中国共産党及び北朝鮮当局が行うとされる「統一戦線工作」が、イデオロギーの浸透や価値観の支配を通じて国内の地方行政・市民団体・政党に影響を及ぼしている可能性について、政府はどのように評価し、対策を講じているか示されたい。

七 政府として、自由民主主義体制を守る観点から、共産主義思想やその文化的変種(文化的マルクス主義)による国家秩序の内側からの転覆に対して、啓発・教育・制度的監視を含む包括的対応を採る考えがあるか示されたい。対応を採る場合、その具体策を示されたい。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「共産主義思想の基本的特徴として

指摘される暴力革命、一党独裁、財産否定、宗教・家族制度の否定等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について
御指摘の「非公然党員や特定思想に共鳴する人物が法曹界・官僚機構・地方行政において一定の影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について
御指摘の「関連団体が過去に法曹界・教育界・労働組合などに対して組織的に浸透を図った」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日本共産党については、日本国内において破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあることなどを踏まえ、同党を同法に基づく調査対象団体として、公安調査庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた。

四について
御指摘の「文化的マルクス主義」と呼ばれる思想潮流が、大学・メディア・法曹界・教育制度等に影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について
御指摘の「文化的マルクス主義的価値観(ジェンダー絶対主義、反家族主義、歴史否定、国籍・主権の相対化など)が、行政・教育・法曹界などを通じて制度に影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「イデオロギーの浸透や価値観の支配を通じて国内の地方行政・市民団体・政党に影響を及ぼしている可能性」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「共產主義思想やその文化的変種(文化的マルクス主義)による国家秩序の内側からの転覆」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問主意書

一 米国のトランプ大統領は令和七年七月二十二日(日本時間二十三日)、日本に対する相互関税を二十五%から十五%に引き下げると同時に、日本が自動車やトラック、米を含む農産品市場を米国に対して開放する旨、自身のSNSに投稿した。

石破茂内閣総理大臣及び赤澤亮正経済再生担当大臣は、米国との関税を巡る協議において、米及びその他の農産品の市場開放に関し、具体的にどの品目についてどのような条件を提示したのか示されたい。

二 令和七年五月十二日の衆議院予算委員会にお

いて、石破内閣総理大臣は「自動車のために農業を犠牲にしているのかい、そういうお話ではございません」と答弁した。米を含む農産品の市場開放を米国に約束したならば、「農業を犠牲にした交渉」を行ったことになると思料するが、政府の見解を示されたい。

三 日本国内におけるトランプ関税の経済的影響について、政府は定量的な調査を行っているか示されたい。調査を行っている場合、令和七年七月末時点までの経済的な影響額の評価と、今後一年で想定される経済的な影響額の評価をそれぞれ示されたい。

四 令和七年四月四日、六月十二日、六月十九日の三回にわたり、れいわ新選組は石破内閣総理大臣に「トランプ関税にかかるれいわ新選組の提言」を提出した。本提言において「関税影響の損害力バ」のための対策として次の要請をした。

一 緊急に内需を活性化させる消費税廃止と現金給付を行うこと

二 関税の影響を直接受ける中小零細企業への支援を行うこと

三 金融緩和で国内企業への影響を緩和すること

前記一から三の項目について、政府はそれぞれどのように検討したか、その検討状況と検討結果を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問に対する答弁書

一について

米国の関税措置に関する日米協議における議論の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

二について

今般の米国の関税措置に関する日米協議における合意には、農産品を含め、日本側の関税の引下げは含まれていない。また、米については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの農業に関する協定附属書五の規定を踏まえミニマム・アクセス米を輸入することとしているところ、この制度の枠内で、日本国内の需給状況等も勘案しつつ、必要な米の調達を確保することとしており、「農業を犠牲にした交渉」を行った」との御指摘は当たらない。

三について

お尋ねの「日本国内におけるトランプ関税の経済的影響」については、御指摘の「令和七年七月末時点までの経済的な影響額の評価」及び「今後一年で想定される経済的な影響額の評価」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「令和七年七月末時点まで」の我が国経済への影響については、内閣府が令和七年七月二十九日の閣議に配布した「令和七年度年次経済財政報告」において、「七月中旬時点までで利用可能な統計データを確認すると、マクロ的な輸出数量や生産指数、雇用等の指標の動きに特段の変調は確認されない一方、追加関税の発効直後には、短期的に北米向け乗用車輸出価格が大幅に低下するなど企業収益を押し下げる要因がみられており」及び「具体的には、財務省「貿易統計」では、米国向け乗用車輸出の一台当たり単価(ドル換算)が大きく下落しており、日本銀行「輸出物価指数」のうち、北米向け乗用車輸

出物価(契約通貨建て)でも、二十五年四月以降、約二割の大きな下落となっている」とお示しているところである。また、御指摘の「今後」の我が国経済への影響については、今般の米国の関税措置に関する日米協議における合意を前提とした同府の試算によると、一定の仮定を置いて、同国における輸入価格の変化を通じて輸入需要の変化が我が国の実質GDPに与える影響を機械的に計算すると、平年度で〇・三パーセントから〇・四パーセント程度押し下げる可能性がある。ただし、当該試算については、同国における輸入価格の変化を通じた影響のみを一定の仮定の下で計算したものであることから、幅を持って理解される必要がある。

四について

御指摘の「本提言」(二)の「消費税廃止」については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率の引下げを前提とした検討は行っていない。また、「現金給付」については、令和七年七月二十二日の記者会見において、林内閣官房長官が「給付金を含めた物価高対策につきましては、石破総理は、自民党総裁として、「足元の物価高対策については、成長への投資を加速し、賃上げを進めていくことが基本であるが、物価上昇を上回る賃上げが実現できるまでの間の対応については、今回の選挙戦での議論を踏まえ、財政に対する責任も考えながら、党派を超えた協議を呼び掛け、結論を得たいと考えている」、そうした旨述べられているものと承知をしております。政府といたしましては、こうした点も踏まえ、検討を進めていくものと考えております。」と述べたとおりである。

御指摘の「本提言」の(二)については、必ずしも「本提言」に基づき検討したものではないが、

「関税の影響を直接受ける中小零細企業への支援」は重要であるとの認識から、株式会社日本政策金融公庫等による貸付けや信用保証協会による信用保証を通じた資金繰り支援を実施している。また、政府としては、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や「中小企業新事業進出補助金」において優先的に採択を行うこととしている。

御指摘の「本提言」の「三」については、日本銀行による金融政策に関するものであり、その具体的な手法は、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、お尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたい。その上で、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、「日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、二パーセントの物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。」としているところである。

いずれにしても、政府としては、基本方針において、「関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる」とこととしており、また、令和七年七月二十五日に「米国の関税措置に関する総合対策本部」を開催し、石破内閣総理大臣から関係閣僚に対して、「全国約千か所の特別相談窓口で、丁寧にお答えできるよう速やかに措置をする」とともに、中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り等への支援についても、丁寧に御相談に応じること等により、我が国産業や雇用に与える影響の緩和に万全を期していただきたい。」と指示を行ったところである。

トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿 山本 太郎

トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問主意書

れいわ新選組は令和七年七月九日、石破茂内閣総理大臣及び坂井学内閣府特命担当大臣(防災担当)に「トカラ列島近海を震源とする群発地震を受けて被災住民に対する早急な医療・経済支援拡充を求める要請」を提出し、被災住民に対する次の支援を求めた。

一 群発地震に関連して生じる事業損失の全額補填

二 当面の生活再建のための給付金の支給
三 住民の健康リスクに早期に対処するための診療体制を公費により強化

前記一から三の要請項目について、政府はどのような検討を行い、その検討結果としてどのような支援策が実施済み又は実施予定であるか示されたい。地方自治体による支援策ではなく、政府が行う支援策を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問に対する答弁書

御指摘の地震に関して、政府としては、鹿児島県及び十島村に職員を派遣し、これらの地方公共団体を通じて住民の状況や課題等を聴取した上で、当該地方公共団体と緊密に連携して被災者への支援を検討してきたところである。

その結果、事業者への支援に関しては、政府として、政府系金融機関等に対して、事業者の実情に応じて既往債務の返済条件の緩和等の措置を講ずるよう要請するとともに、当該地方公共団体に對して、株式会社日本政策金融公庫による災害復旧貸付等の利用が可能であるほか、当該地方公共団体が実施する観光及び交流を促進するための事業に対して国による支援が可能である旨の情報提供などを行っている。

また、当面の生活再建及び住民の健康管理に関しては、政府として、当該地方公共団体に助言を行い、同村による住民に対する給付金の支給や同県及び日本赤十字社による看護師の派遣等が実施されているものと承知している。

実動組織による原発避難支援が必要となる被災線量限度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

参議院議長 関口 昌一殿 山本 太郎

実動組織による原発避難支援が必要となる被災線量限度に関する質問主意書

令和七年三月十七日の参議院予算委員会において、原発事故に備えた広域避難計画について、山本太郎委員は、「避難の対象人数は、一原発当た

り数十万人。川内原発二十万人以上、島根原発三十万人以上、茨城東海第二、九十万人以上。避難先の確保、交通手段、物資の輸送など、避難計画のために必要な論点は多岐にわたる。総理、住民が避難、移動する手段としてバスなど車両やドライバーの確保、これは原発避難計画にとって重要な項目であるという認識でよろしいですやね。」と質問した。これに対し、石破茂内閣総理大臣は、「そういった場合に、あらかじめ、被曝線量限度の範囲を超えるなどによりバス事業者の活動が困難となる場合は、緊急時対応において、自治体の要請により自衛隊等の実動組織が支援することなども併せまして、その確保というものは前提となるものでございます。」と答弁した。

一 石破内閣総理大臣が答弁した「被曝線量限度」とは何か。その具体的な数値を示されたい。

二 内閣府(原子力防災担当)が平成二十九年七月二十四日に公表した「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について」によると、「協定等において、自治体と民間事業者の間で、業務実施に当たっての被ばく線量の管理の目安を設定することが適当である。当該被ばく線量の管理の目安は、平成二十五年十月九日原子力防災会議連絡協議コアメンバー会議において示されている一ミリシーベルトを基本として、自治体と民間事業者の間で協議し、合意することが必要である。」と示されている。この文書に基づき、実際に多くの道府県が被曝線量限度を一ミリシーベルトと明記する協力協定等をそれぞれの地域のバス協会と締結している。石破内閣総理大臣が答弁した「被曝線量限度」は一ミリシーベルトであるか示されたい。異なる場合、具体的な数値と併せて明文化されている根拠も示されたい。

三 石破内閣総理大臣が答弁した「被曝線量限度」

が「ミリシーベルトとは異なる数値の場合、既存の協力協定等を改定する必要があることとなる。政府は道府県に対し、既存の協力協定等の改定又は破棄を求める文書を発出しているか示されたい。発出している場合、その文書の内容を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「石破内閣総理大臣が答弁した「被曝線量限度」は、令和七年三月十七日の参議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「万が一の原子力災害時におきまして住民の方々の避難が必要となった場合に、自治体がバス事業者と締結している協定等に基づきましてバスを提供していただき避難を実施することになります。その際、あらかじめ定めておりました被曝線量限度の範囲を超えるなどにより活動が困難となる場合は、緊急時対応において、自治体の要請により、先ほどもお答えしましたが、自衛隊等の実動組織が支援するということで対応するものと承知をいたしております。」と答弁しているのとおりであり、地方自治体が御指摘の「それぞれの地域のバス協会」等と締結している協定等にあらかじめ定める被ばく線量限度を指しており、「具体的数値」を念頭に置いたものではない。

三について

御指摘の「石破内閣総理大臣が答弁した「被曝線量限度」については、一及び二について述べたとおりであり、当該答弁により「既存の協力協定等を改定する必要があることとなる」ものではなく、「道府県に対し、既存の協力協定等の改定又は破棄を求める文書を発出して」いない。

「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年八月一日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問主意書

一 令和六年四月三日の衆議院内閣委員会において、青柳仁士委員は、「今の日本、スパイ天国と言われるような状態で、各国の諜報活動が非常にしやすい状況になってしまっている」と指摘した。また、令和五年十一月三十日の参議院外交防衛委員会において、松沢成文委員は、「日本は、スパイ行為、スパイ活動は事実上野放し、つまりスパイ活動に対して抑止力が全くない国家になってしまっているんですね。だから、日本はスパイ天国だとやゆされちゃっているんです。」と指摘した。

政府は、日本が各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であると考えているか示されたい。考えていない場合、その理由を示されたい。

二 令和六年四月五日の衆議院内閣委員会において、岸田文雄内閣総理大臣(当時)は、「カウンタースパイレジエンスの考え方に立つて対応を強化していく、これは大変重要な取組だと思えます。そして、その議論の中で、御指摘のようにスパイ防止法の必要性についても議論されてきた、従来も議論されてきた、こういったことであると認識をしています。ただ、スパイ防止法そのものについては、議論は行われてきましたが、様々な課題もあるという議論が続けられていると承知をしています。」と答弁している。

「スパイ防止法」について、「様々な課題もある」という議論が続けられている」として、政府として、「スパイ防止法制定にどのような課題があると認識しているか示されたい。

三 令和六年四月十七日の参議院本会議においては、岸田内閣総理大臣(当時)は、「政府としては、我が国において外国情報機関による情報収集活動等が行われているとの認識に立つてカウンターインテリジェンスに関する取組を強化するなど、必要な対策、講じているところですが、また、関係当局においては、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしているものと承知をしています。」と答弁している。

「スパイ防止法」が制定されていないことが原因で、これまでのカウンターインテリジェンスに関する取組に深刻な不備が生じたと考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「スパイ防止法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、外国情報機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいるところである。そのため、御指摘のように「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である」とは考えていない。

二について

お尋ねについては、令和六年四月九日の参議院内閣委員会において、林内閣官房長官が「いわゆるスパイ防止法の制定の必要性等につきましては様々な御指摘や御意見があると承知しておりますが、政府としては、まずは国の重要な情報等の保護を図ることが重要であると認識しておりまして、必要な取組の充実強化に努めているところでございます。また、関係当局においては、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしているものと承知をしております。そうした対応を行った上で更に措置が必要な場合には、我が国の国益保護の観点や国民の十分な理解が得られるかなど、多角的かつ慎重に検討されるべきものと認識をしております。」と述べたとおりである。

憲法を一から考える教育に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

安達 悠司

参議院議長 関口 昌一殿

憲法を一から考える教育に関する質問主意書

日本国憲法前文や第一条には「主権が国民に存することを宣言し」、「主権の存する日本国民」と規定され、国民主権が明記されている。また、日本国憲法第九十六条においては、憲法改正につき国民投票を経ることが要件とされ、新たな憲法案について国民が直接判断し決定する権限を有しているとされている。これを受け、平成十九年には「日本国憲法の改正手続に関する法律」も制定された。新たな憲法案に対する判断・決定を国民が直接行う仕組みは、国民主権の原理を具体化したものであり、我が国の民主主義を実践し深化させる上で重要と考える。

しかし、戦後八十年を経た今日に至るまで、国民主権の原理を具体化し、国民が新たな憲法案を主体的に考えて判断するための教育が十分に行われてきたか大いに疑問がある。現行の学習指導要領においては、小学校から高等学校にかけて日本国憲法の基本原理(三大原則)や現代的意義を学ぶことが重視されているものの、その内容は現行憲法の理解にとどまり、国民が憲法前文や基本的な国の仕組みを一から考え直し、新しい憲法案を提案するような主体的な学びの機会は、教育課程上、ほぼ設けられていないと考える。一方、明治時代には、全国各地、少なくとも数十か所で国民が集まり憲法案を起草していたことが五市憲法草案(明治十四年作成)の例などからも明らかである。

国民が主権者であることを自覚し、単に現行憲法を知るにとどまらず、自分たちで新しい憲法案を出すことも含めた教育を実践する必要があると考え、以下質問する。

一 日本国憲法第一条に明記された国民主権、すなわち主権が国民に存することの意味について、政府の見解を示されたい。特に、国民が憲法改正につき直接判断し決定する権限を有することも国民主権の内容に含まれると考えるか、政府の見解を示されたい。

二 主権者である国民が、新たな憲法案を主体的に考え、判断・決定する力を養うために、学校教育や国が関与して実施している事業・取組を示されたい。

三 国民が憲法前文や基本的な国の仕組みを一から考え直し、新しい憲法案を提案することを促す教育的取組や国の施策を示されたい。

四 日本国憲法第九十九条においては、国会議員を含む公務員が「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されている。しかし、国民は主権者であり、憲法改正の発議は国会で行われ、国民が国民投票で憲法改正の要否を主体的に判断し決定することが求められている。そのため、新たな憲法案について考える教育や提案・判断に向けた教育を国が積極的に行うことは、日本国憲法第九十九条に矛盾しないと考え、政府の見解を示されたい。

五 新たな憲法案を主体的に考え、判断・決定する力を育む教育に関し、海外における参考事例を示されたい。

六 憲法改正の国民投票を想定した模擬投票や討論活動など、学校教育において国民投票のプロセスを体験的に学ぶ取組の必要性について、政府の見解を示されたい。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員安達悠司君提出憲法を一から考える教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安達悠司君提出憲法を一から考える教育に関する質問に対する答弁書

一 前段のお尋ねについては、国家の意思を最終的に決定する最高の力としての主権が国民に存することであると考えている。後段のお尋ねについては、御指摘のとおりである。

二 及び三について

御指摘の「新たな憲法案」及び「基本的な国の仕組みを一から考え直し、新しい憲法案を提案すること」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、学校教育においては、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)に基づき、「社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」を育成することとし、「日本国憲法の基本的な考え方」や「日本国憲法が国民生活に果たす役割」などについて指導することとしている。また、総務省と文部科学省が連携して作成した高等学校の生徒用の副教材である「私たちが拓く日本の未来」において、「憲法改正国民投票の仕組み」について記載し、高等学校の生徒等に対して配布するなどの取組を行っている。

四について

御指摘の「新たな憲法案について考える教育や提案・判断に向けた教育の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、憲法第九十六条に定める憲法改正の発議や国民投票について教育を行うことは、「日本国憲法第九十九条に矛盾しない」と考えている。

五について

御指摘の「新たな憲法案を主体的に考え、判断・決定する力を育む教育」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「海外における参考事例」については、政府として承知していない。

六について

御指摘の「国民投票のプロセスを体験的に学ぶ取組」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、模擬選挙等の実践的な体験活動を行うことについては、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」(平成二十七年十月二十九日付七文科初第九三三号文部科学省初等中等教育局長通知)において「生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者・・・として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要」と示しているとおりでである。

選挙演説妨害の取締強化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日

安達 悠司

参議院議長 関口 昌一殿

選挙演説妨害の取締強化に関する質問主意書

公職選挙法第二百二十五条第二号においては「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、(略)その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき」に「選挙の自由妨害罪」として「四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金刑に処する」という刑事罰が定められている。これは、法律で定められた短期間の選挙運動期間にお

いて、有権者が候補者の選挙演説を十分に聴き、候補者の主張内容を知る機会を確保し、選挙演説の内容を投票の判断材料とするために、刑事罰をもって選挙演説の自由を保障したものと考えられる。

昭和二十九年十一月二十九日大阪高等裁判所判決(昭和二十九年(ニ)第一六八四号)においては、「演説の妨害となることを認識しながら他の弥次発言者と相呼応し一般聴衆がその演説内容を聴き取り難くなるほど執拗に自らも弥次発言或は質問等をなし一時演説を中止するの止むなきに至らしめるが如きは公職選挙法第二百二十五条第二号に該当すると解すべきである。」と判示しており、一般聴衆が聞き取りにくくなるほど執拗に野次発言や質問をし、一時演説を中止せざるを得なくさせる行為が公職選挙法第二百二十五条第二号の演説妨害に当たると判断している。

しかし、令和七年七月三日告示・同月二十日投票開票の第二十七回参議院議員通常選挙の選挙運動期間中には、街頭で選挙演説中の候補者に対し、集団で執拗に野次や絶叫を繰り返す行為や、メガホンや拡声器を用いて候補者の演説を聞き取りにくくする行為等が見受けられた。また、候補者に対して殺害予告が行われた事案も発生している。

選挙演説の自由を確保することの重要性は、民主主義社会にとって言うまでもない。また、選挙演説に対する妨害行為の取締りが厳格に行われなければ、妨害行為が更に過激化しかねない。例えば、安倍晋三元内閣総理大臣は令和四年七月八日、白昼の選挙演説中の銃撃により暗殺されている。また、岸田文雄前内閣総理大臣は令和五年四月十五日、和歌山市内で街頭演説中に爆発物によって演説中止に至らしめられた。

選挙の自由妨害罪を設けた公職選挙法の制度趣旨を踏まえ、選挙演説に対する妨害行為には毅然と対応し厳格な取締りを行うことが必要であるとの観点から、以下質問する。

一 公職選挙法第二百二十五条第二号における演

説の妨害について、取締り実務上、政府はどのような行為が同条に該当し得ると整理しているか。過去の判例に加え、警察庁又は総務省が運用上参考としている基準を示されたい。

二 公職選挙法第二百二十五条第二号に関する取締りの運用について、警察庁又は総務省が定める通達・通知・ガイドライン等が存在するか示されたい。存在する場合、その概要と運用状況を示されたい。

三 第二十七回参議院議員通常選挙の選挙運動期間を対象とする選挙の自由妨害罪又は同選挙に係る威力業務妨害罪の認知件数・検挙件数・検挙人員について示されたい。

四 選挙演説の妨害行為などの選挙の自由妨害罪及び候補者に対する殺害予告などの威力業務妨害罪に対する取締り及び検挙の強化について、政府の見解を示されたい。

五 候補者及び選挙運動員の街頭演説時の安全確保策について、前記の令和四年及び令和五年の襲撃事件を踏まえ、政府として見直しを行ったか示されたい。見直しを行った場合、その概要及び今後の取組方針を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員安達悠司君提出選挙演説妨害の取締強化に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「公職選挙法第二百二十五条第二号における演説の妨害」については、一般論として、選挙のための演説が行われるに当たって演説をできないようにしたり、又は聴取しにくく

したりするなど、演説そのものに対して妨害行為をすることをいうものと解されているところ、個別の行為がこれに該当するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されることとなり、お尋ねのような「基準」は存在しない。

二 について
お尋ねについては、例えば、直近では、第二十七回参議院議員通常選挙に關し、警察庁において、「第二十七回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて(通達)」(令和七年六月二十三日付け警察庁内捜二発第七号・警察庁内備企発第六十四号警察庁刑事局長及び警備局長連名通達)を发出し、選挙の自由妨害事犯については、引き続き、法と証拠に基づき適切に対応するよう指示したところであり、各都道府県警察においても、これを踏まえた対応が行われているものと承知している。

三 について
お尋ねの「第二十七回参議院議員通常選挙の選挙運動期間を対象とする選挙の自由妨害罪」の「検挙件数・検挙人員」については、令和七年八月一日現在、それぞれ七件、七人であること把握しているが、その余のお尋ねについては、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四 について
警察においては、お尋ねの「選挙演説の妨害行為などの選挙の自由妨害罪」に対する取締り及び検挙について、会議、通達等により、個別具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき適切に対応するよう指導するなど、違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、お尋ねの「候補者に対する殺害予告などの威力業務妨害罪」への対応も含め、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。

五 について
警察では、御指摘の事件を踏まえ、警護の不断の見直しを行っており、適切な演説場所の選定や手荷物検査及び金属探知機による検査の実施等に際して、街頭演説等の主催者との連携を強化するなどして、警護対象者(警護要則令令和四年国家公安委員会規則第十五号)第二条第一号に規定する警護対象者をいう。)を含む公職の候補者、お尋ねの「選挙運動員」及び聴衆等の安全を確保するための取組を進めてきたところ、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。

ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月一日
伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一殿

ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問主意書
ガザ地区では、イスラエルによる軍事行動が長期化し、女性や子供を含む多数の犠牲者が発生している。パレスチナ保健省の報告によれば、二〇二五年七月下旬現在におけるガザ地区での死者数は五万九千人を超えるとされ、食糧不足や衛生環境の悪化など、人道状況は危機的な状態にある。また、イスラエルによる軍事行動が「ジェノサイド」であるとの認識が国際社会において広がっており、南アフリカ共和国が国際司法裁判所(ICC)に提訴するなど、法的な対応も進んでいる。

政府はこれまで「二国家解決」を支持し、パレスチナへの人道支援を行ってきたが、国家承認については慎重な姿勢を維持している。しかし、ガザ

地区での被害状況を鑑みると、パレスチナ国家承認を通じて国際社会における日本の平和構築への貢献を示すことが求められていると考える。

一 ガザ地区における民間人犠牲者数が著しく増加している状況を踏まえ、政府はイスラエルに對して、ハマスとイスラエル軍とが対称性のある交戦主体であるという実態からかけ離れた印象を与え得る「停戦」ではなく、イスラエル軍の軍事占領と「国際人道法を完全に無視した軍事行動の停止」を求める具体的な外交的措置を講ずる考えはあるか示されたい。また、イスラエルによる軍事行動が「ジェノサイド」であるとの国際社会における認識に対する政府の見解を示されたい。

二 フランスのエマニュエル・マクロン大統領は、二〇二五年九月に予定される国連総会において、パレスチナを国家として承認することを正式に表明する考えを明らかにした。ノルウェー、アイルランド、スペインなど他の欧州諸国も、二〇二四年にパレスチナを国家として正式に承認しており、パレスチナを承認する国の数は国連加盟国の約七十五％に達している。日本がパレスチナを国家として承認することは、イスラエルに対する暴力停止の圧力を強めるとともに、国際法の遵守を促進する重要なメッセージになると考えるが、政府の見解を示された。

三、ガザ地区での未曾有の人道危機の緊急性を鑑み、日本が最短の時間でパレスチナを国家として承認する手段は閣議決定であると考えながら、政府は閣議決定による国家承認を行う考えはあるか。困難である場合、その理由を示されたらいい。また、その他の手段がある場合、その具体的手段を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国としては、ガザ地区における停戦の一刻も早い実現を求める立場であり、また、我が国としては、当事者による全ての行動は、いかなる場合でも、国際人道法を含む国際法に従って行われなければならないものと考えており、イスラエルがハマス等のテロ攻撃に対し、目国及び自国民を守る権利を行使するに当たって、国際人道法を含む国際法を遵守するよう同国に求めているところである。

今般の同国による行動については、事実関係の十分な把握が困難であり、我が国として、後段の寻ねについて、確定的に評価することは困難である。

二について

お尋ねの「パレスチナを国家として承認する」、「イスラエルに対する暴力停止の圧力を強める」及び「国際法の遵守を促進する重要なメッセージになる」ことについては、令和七年三月二十五日の記者会見において、岩屋外務大臣が「我が国は、これ以上一般市民の死傷者が出ないように、イスラエルを含む全ての当事者に対して、国際人道法を含む国際法を遵守するよう、強く求めてまいります。引き続き、関係国・国際機関と緊密に意思疎通を行いまして、ガザの人道状況の改善、復興及び統治に関する

国際的な努力に積極的に関与するとともに、二
国家解決及び長期的な地域の平和と安定の確立
に向けた外交努力を重ねてまいります。」と述べ
たとおりであり、イスラエルと将来の独立した
パレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国
家解決を支持する我が国の立場を、イスラエル
及びパレスチナを始めとする関係者に対して明
確に伝えていく考えである。

三について

お尋ねの「閣議決定による国家承認」及び「その他の手段」については、令和七年八月一日の記者会見において、岩屋外務大臣が「我が国としては、和平の進展を後押しするという観点から、パレスチナの国家承認について、その適切な時期や在り方も含めて、引き続き、総合的な検討を行っていきたいと考えております。」と述べたとおりである。

イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年八月一日

伊勢崎賢治

イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質

問主意書

国際司法裁判所(以下「ICJ」という。)は二〇二四年七月十九日、イスラエルによるパレスチナ占領政策が国際法に違反している旨の勧告的意見を発表した。この意見では、イスラエルによる占

領政策が事実上の併合であり、国際人權規約に違反していることを明確に示している。また、国連総会は同年九月十八日、イスラエルに対し、占領地からの撤退を求める決議を採択した。

一方で、国連人権高等弁務官事務所は、国連人権理事会決議に基づき、イスラエルによる違法な占領政策を直接的又は間接的に支援する企業をリストアップしたデータベースを二〇二〇年に公表し、二〇二三年に更新した。そして、二〇二五年七月の国連特別報告者（フランチェスカ・アルバネーゼ）による報告では、日本の企業がロボット兵器生産への関与で名指しされている。これらの企業の活動は、国際法違反への加担や人権侵害のリスクを伴うものである。

近年、欧州や米国では企業に対する人権デューデリジエンス(HRDD)の法制化が進んでおり、企業に対しサプライチェーン全体における人権リスクの特定・防止を義務付けている。政府も「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、日本企業の人権デューデリジエンスの重要性を強調している。

一 イスラエルによる違法な占領政策及び軍事行動を直接的又は間接的に支援している日本企業の実態を把握するための包括的な調査を実施しているか。実施している場合、その結果を公表する予定はあるか示されたい。

二 日本企業がイスラエルによる違法な占領政策に
関与するリスクを防止するため、政府として
人権デューデリジェンスの実施を義務付ける法
制化を検討しているか。検討している場合、具
体的な立法措置の進捗状況を示されたい。

三 I C J の勧告的意見を受け、イスラエルによる違法な占領政策を支援する日本企業に対する規制強化や制裁措置について、政府は検討しているか。検討している場合、当該企業に対する規制強化について、国際社会との連携をどのように進めていくか示された。

四 日本企業が国際法違反に負担することを防止するため、政府としてどのような啓発活動を行っているか。また、日本企業が自主的に人権デューデリジェンスを強化するための支援を行っているか示されたい。

スと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定。以下「ガイドライン」という。を策定し、当該企業への周知に努めるなどしているところであり、法制の整備を含め、更なる対応については、国内外の議論の動向を踏まえつつ検討していく考えである。

三及び四について

令和七年八月十五日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員伊勢崎賢治君提出イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「イスラエルによる違法な占領政策を支援する日本企業に対する規制強化や制裁措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、イスラエルによる占領地及びイスラエルによる人権活動が行われている地域に関わる経済活動については、令和七年五月二十三日の参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会において、岩屋外務大臣が「政府」といたしましては、外務省のホームページ及び在イスラエル日本国大使館ホームページなどを通じて、日本企業とやり取りをする機会に、イスラエルの入植活動は国際法違反であつて、占領地や入植地に関わる経済活動については、金融上、風評上及び法的なリスクに十分留意する必要がある旨を注意喚起をしてきております。」と述べたとおりである。

参議院議員伊勢崎賢治君提出イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「包括的な調査」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「日本企業の実態」については、令和七年五月二十三日の参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会において、岩屋外務大臣が「様々な情報収集は行っておりですが、個別の企業の活動についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。」と述べたとおりである。

二について

お尋ねについて、政府としては、日本で事業活動を行う企業による国内外のサプライチェーン等における人権尊重の取組を促進するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和四年九月)ビネ

参議院議長 関口 昌一殿

百田 尚樹

右質問する。

国土交通大臣任命に関する質問主意書

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員百田尚樹君提出国土交通大臣任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員百田尚樹君提出国土交通大臣任命に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、国務大臣の任命は、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行っているものである。

拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問主意書

参議院議長 関口 昌一殿

百田 尚樹

拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問主意書

林芳正内閣官房長官は二〇二五年七月三十一日、北朝鮮による拉致問題を担当していた内閣官房参与の石川正一郎氏と福本茂伸氏の退職(同日付)を発表した。両氏は拉致問題に関する事務を担う拉致問題対策本部の事務局長を経て、石川氏は二〇二三年四月から、福本氏は二〇二五年四月から、内閣官房参与を務めていた。林官房長官は退職の経緯について「両氏は拉致問題分野で首相に情報提供や助言を行うなど尽力をいただいていたが、本人から辞任の申し出があった」と説明した。

政府が「最重要課題」と位置付ける拉致問題を担当する内閣官房参与二名が同時に辞任を申し出たことは異例の事態であり、一刻も早い解決を望む

国民からすれば、両氏の辞任が今後の政府の取組にいかに影響するか大いに懸念するところである。両氏の辞任申出に至る経緯を詳細に示された。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員百田尚樹君提出拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員百田尚樹君提出拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、個別の人事に関する事柄であり、お答えすることは差し控えた。

老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月四日

参議院議長 関口 昌一殿

奥田ふみよ

老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問主意書

私、奥田ふみよは、過去三年間の政治活動で多くの老齢労働者及び老齢事業主に出会い、「国民年金だけでは生活できないために死ぬまで働かなければならない」という悲痛な声を聴いてきた。以下、老齢者の声の一部を伝える。

二〇二四年六月、福岡県福岡市下山門団地に住

む七十五歳の男性は次のように述べた。「七十二歳まで老体に鞭打って何とか商売を続けてきたが、とうとう身体が利かなくなつた。しかし、国民年金も月六万円ちよつと。そこから介護保険料を引かれて、五万円程度しかもらえない。それでどうやって生活しろと言うのだ。俺は毎日死にたいと思ひながら働いているが、恐くて死に切れん。事故死できればどんなにいいか。あんた、身体だけは気を付けてや。」

二〇二三年十月、福岡県糸島市福吉に住む農家の七十七歳の男性は次のように述べた。「農家は生殺し状態や、オラは農政連に騙された。自民党の世話もしてきたが、見てみ、国は農家減らしして、若手にも農家を継がせんことして、農機具も買ったかつたら「ローン」を組め」と言つて、利息まで取らんだ。手元には何も残らん。農家つちゅうのは三百六十五日休みが無いとよ。寝とつても雨や嵐が来たら、田んぼに行かんといひ。農家には個別の所得補償をしつかりせなやあかん。主食が食べられないこんな国は亡ぶべし。わしらお爺が農地を持っていたので、それを少しずつ売りながら、やつてこれた。農家の仕事をやめられないのは、国民年金が子どものお年玉程度に成り果て、ふざけているばい。」

二〇二四年十一月、福岡県糸島市福吉で美容院を営む八十五歳の女性は次のように述べた。「四十年前は気概のある自民党議員さんはいた。そういう時代に戻さなければいかん。政治家は国民を守る事が第一の務めやろ。それが今全く成り立っておらん。私は家屋があり、美容院を細々とやっている、美容院をやめれないのよ。やめたら国民年金だけで生活できんもん。ということは私たちは死ぬまで働かなければならない。やめたら老人は死ぬと言つてると同じよ。国はあまりにも愛がない。」

二〇二五年七月、佐賀県唐津市で八百屋を営む七十六歳の女性は次のように述べた。「去年まで

八百屋をやつてきたが、できなくなつて店をたたんだ。そうしたら、介護保険料まで引かれて五万円ぐらしか残らん。私は長男家族と一緒に住んでいるので、嫁さんがご飯を食わせてくれるので、孫にも囲まれ人間として幸せな生活を送っているけど、この年金では人間として生きるなど言われているのも同然。老後のために税金を納めてきたのよ、保険のために税金を払つておつた。これでは保険でも何でも無いじゃん。揚げ句の果てに老後の生活費は二千万円かかるから、それを貯めろつて。それでは税金を払ふ必要ないやろ。」これらの老齢労働者及び老齢事業主の声を踏まえて、以下質問する。

一 前記のような老齢者の声があることを政府は認識しているか。また、これまで、政府はどのように老齢労働者及び老齢事業主の生活実態を調査して実態把握に努めてきたのか示された。

二 数年後の財政検証を待たず、最低生活費を保障できる額になるよう基礎年金支給額を早急に引き上げるべきと考えるが、政府の見解を示された。

三 真面目に生きてきた老齢者が「毎日死にたい」と思ひながら働いている」と語る現実、憲法第二十五条及び憲法第十三条に違反する違憲状態であると考えるが、政府の見解を示された。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねについて、高齢者の生活実態は様々であり、これまで、様々な事情によつて保険料を納付できなかったことなどにより、低所得や低年金で生活を送られている方がいることは承知している。

一の後段について

お尋ねについて、最近では、厚生労働省が令和六年に実施した「国民生活基礎調査」及び令和四年に実施した「老齢年金受給者実態調査」、内閣府が令和六年度に実施した「高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」等により把握している。

二について

老齢基礎年金をはじめとした我が国の公的年金制度において、年金額は、御指摘のように「財政検証を待たず」「毎年度、物価変動率（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二十七条の二第二項及び厚生年金保険法（昭和二十九法律第一百五十五号）第四十三條の二第一項に規定する物価変動率をいう）、名目手取り賃金変動率（国民年金法第二十七條の二第二項及び厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう）等を踏まえて改定される仕組みとなつているところである。その上で、老齢基礎年金の考え方等については、令和七年六月五日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「老齢基礎年金は老後の生活の柱でございますが、それだけで老後の生活の全てを賄うものではなく、現役世代に構築した生活基盤であつたり貯蓄等と組み合わせて老後の生活を送るという考え方に立つて給付の設計が行われて」おり、「その上で、

様々な事情によりまして低所得であったり無年金、低年金となっておられる高齢者の方々に對しましては、公的年金のみならず社会保障制度全体で総合的に支援していくことが重要でございまして、年金生活者支援給付金の支給などによりまして経済的な支援を行ってまいりたい」と答弁しているとおりであり、御指摘の「最低生活費」の「保障」については、高齢者の状況に應じ、社会保障制度全体で総合的に支援していくこととしている。いずれにせよ、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)附則第三条の二第一項において、「政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金(以下この条において単に「老齢基礎年金」という。)の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は厚生年金保険法による老齢厚生年金・の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされており、同月十二日の同委員会において、石破内閣総理大臣が「今後の社会経済情勢の変化を見極めた上で、仮に経済が好調に推移しない場合には、修正案に規定された法制上の措置等について具体的な内容を検討し、必要な措置を講じてまいりたい」と答弁していると

おり、適切に対応してまいりたい。
三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、高齢者への支援については、二について述べたとおり、公的年金のみならず社会保障制度全体で総合的に支援することとしており、当該支援等の現状が「憲法第二十五条及び憲法第十三条に違反する違憲状態である」とは考えておらず、引き続き適切な支援に努めてまいりたい。

記入済みの投票用紙をSNS上に投稿することの是非に関する質問主意書

令和七年八月四日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

記入済みの投票用紙をSNS上に投稿することの是非に関する質問主意書

第二十七回参議院議員通常選挙が令和七年七月二十日投票開票で実施された。同選挙において、投票所で撮影したと思われる記入済みの投票用紙をSNS上に投稿している者が数多くいた。公職選挙法には記入済みの投票用紙の撮影を禁止する規定がないことから撮影されたものと考えられる。自発的に記入済みの投票用紙を撮影し、SNS上に投稿することは、個人の自由で問題ないと考えられる。しかし、この撮影が許容されるならば、会社や組織等の上下関係などを用いて特定の候補者等への投票を強要し、投票先を確認するために記入済みの投票用紙を撮影させることも可能になる。これは、日本国憲法第十五条において保障されている投票の秘密が侵害されることにつながり、公正な選挙の実施を妨げることにな

ると考える。また、投票日当日に記入済みの投票用紙をSNS上に投稿する行為は投票依頼行為につながる可能性もあり、投票日当日の選挙運動を禁止している公職選挙法第二百二十九条に違反するおそれがあると考えられる。
以上を踏まえて、以下質問する。

一 記入済みの投票用紙をSNS上に投稿する行為の是非について、政府の見解を示されたい。
二 投票日当日に記入済みの投票用紙をSNS上に投稿する行為が公職選挙法第二百二十九条に違反する可能性があるか、政府の見解を示されたい。

三 投票の秘密が侵害され、投票の強要につながるおそれがあることから、投票所において記入済みの投票用紙を撮影する行為を禁止すべきと考えらるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出記入済みの投票用紙をSNS上に投稿することの是非に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出記入済みの投票用紙をSNS上に投稿することの是非に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「記入済みの投票用紙をSNS上に投稿する行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)において、投票所内で選挙人が自ら記載した投票用紙の写真を撮影することを直接禁止する規定は設けられておらず、一方、法第六十条において「投票所において・・・投票に関し協議若しくは勧誘をし、

その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる」とされているところ、投票所内で選挙人が自ら記載した投票用紙の写真を撮影することを認めるかは、投票の秘密保持や投票所の秩序保持の観点から、投票管理者において適切に判断されるべきものと考えている。また、法第二百二十九条の規定により、選挙の期日においては原則として選挙運動をすることができないこととされており、法における選挙運動とは、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもつて、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものである」(昭和五十二年二月二十四日最高裁判所判決)とされているところ、個別の行為が同条の規定に違反するか否かについては、具体的事実に即して判断されるべきものと考えている。

三について

お尋ねの「行為」を禁止すべきか否かについては、投票の秘密保持など、公正な投票環境をいかに確保するかに関する問題であり、選挙制度の根幹に関わる事柄であることから、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。

パレスチナを国家として承認することに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月四日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

パレスチナを国家として承認することに関する質問主意書

イスラエルによるパレスチナのガザ地区への軍事攻撃が続く中で、パレスチナを国家として承認することを表明する国が欧州を中心に広がっている。スペイン、ノルウェー、アイルランド、スロベニア、マルタに加えて、先進七カ国（G7）のフランスも国家として承認することを表明した。また、英国のキア・スターマー首相は二〇二五年七月二十九日、イスラエルがパレスチナのガザ地区での停戦合意を含む「実質的な措置を講じない限り、同年九月にパレスチナを国家として正式に承認すると発表した。カナダのマーク・カーニー首相も同年九月の国連総会でパレスチナを国家として承認する方針を表明した。これにより、G7諸国のうち、国家として承認する方針を表明した国は三カ国に上る。国連加盟国においても百九十三カ国のうち、百四十カ国以上が正式な国家として承認している。

日本はこれまで中東和平に関してイスラエルとパレスチナの二国家解決を支持してきているとおり、パレスチナを一国家として捉え様々な対応を続けてきている。今般の国際情勢を踏まえて、日本もパレスチナを国家として承認すべきだと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 パレスチナを国家と考えているか政府の認識を示されたい。

二 国連加盟国のうち、百四十カ国以上がパレスチナを国家として承認している中、日本が承認していない理由を示されたい。

三 パレスチナを国家として正式に承認することは、日本にとってデメリットが多いと考えているのか。考えている場合、そのデメリットを示されたい。

四 欧州諸国がパレスチナを国家として承認する中、日本も正式に国家として承認すべきと考え、日本も正式に国家として承認すべきと考え、政府の見解を示されたい。

五 パレスチナを国家として承認すべきではないと考える場合、その理由を明らかにされたい。右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出パレスチナを国家として承認することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出パレスチナを国家として承認することに関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、パレスチナを国家承認していない。

二から五までについて

お尋ねについては、令和七年八月一日の記者会見において、岩屋外務大臣が「我が国としては、和平の進展を後押しするという観点から、パレスチナの国家承認について、その適切な時期や在り方も含めて、引き続き、総合的な検討を行っていききたいと考えております。」と述べたとおりであり、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持する我が国の立場を、イスラエル及びパレスチナを始めとする関係者に対して明確に伝えていく考えであるが、それ以上の詳細については、現段階において、お答えは差し控える。

外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月四日

松田 学

参議院議長 関口 昌一殿

外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問主意書

二〇二二年九月二十日に全面施行された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「重要土地利用規制法」という。）は、原子力発電所や防衛施設等の周辺の土地利用状況の調査と一定の利用行為の制限を定めたものである。しかし、重要土地利用規制法には、外国人及び外国系法人による我が国の土地取得を規制する規定がない。

政府は二〇二四年十二月に土地等利用状況審議会を開き、国の安全保障にとって重要な施設周辺の土地及び建物の外国人等による取得状況を含む調査結果を公表した。重要土地利用規制法施行後、外国人等による土地及び建物の取得状況が初めて公開されたことになる。調査結果は、二〇二三年四月から二〇二四年三月までに指定された三百九十九区域が対象であり、同指定区域で取得された土地及び建物は、日本人による取得も含めると全体で一万六千八百六十二件、そのうち、外国人等による取得は三百七十一件であった。外国人等のうち、国別では中国が二百三件（五十四・七％）で最多であり、次に多い韓国の四十九件（十三・二％）と大きな差がある。調査結果を詳しく見ると、中国人及び外国系法人が取得した二百三件の土地及び建物のうち、六十五件は新宿区にある防衛省の近くに位置し、陸上自衛隊の補給統制本部や練馬駐屯地の近くにおいても多数取得されている。

重要土地利用規制法に基づく調査によって、安全保障上懸念されるような土地及び建物の取得実態が明らかになってきたが、懸念を払拭するためには実効性のある措置（外国人等による土地及び建物取得の届出制や規制等の導入）を採らなければならない。実効性のある措置を定める上で、一九九四年に加盟したサービスの貿易に関する一般協定（GATS）における日本人と外国人の待遇に格差を設けてはならない旨の内国民待遇の保障規定が妨げになっている。GATS加盟時に土地取得に関する留保を行っていたれば外国人等の土地取得を禁じることもできたが、我が国は「海外からの投資を呼び込みたい」との理由で留保を行わなかったとされる。

参議院外交防衛委員会（二〇二五年五月八日）において、榛葉賀津也委員は、外国人等による日本の土地取得に関する質疑を行った。これに対し、経済安全保障を担当する友納理緒内閣府大臣政務官は、重要土地利用規制法を担務とする政務官として、その範囲における現状把握・調査は行っている旨答弁し、「重要土地以外の土地についての政府の現状の回答は差し控える」と答弁した。

榛葉委員は、「農水省はしっかりと把握しているんです。（中略）農地も管理されているし、林野庁は森林の売買もしっかり把握しているんです。」「省庁横断的に把握するのがお役所の役割でしょう。だから、経済安全保障担当の役所をつくって、大臣、副大臣、政務官がいらっしゃるわけでしょう。だから、どれだけ外国人が土地を持っていまつかという話です。」と続けて質疑した。これに対し、岸川仁和政府参考人は、「重要土地法に基づく区域内における状況と、（中略）林野庁、そして農水省本省の方から農地に関する情報、これすなわち国籍が許可、届出において書かれている情報はいただいておりますが、ほかの土地の取引においては、国籍等が書かれていない、記載されていないということ、私どもは承知をしていない」

と答弁した。さらに、榛葉委員が「重要土地以外の土地を外国人に買わないように、しっかりと自分の国は自分で守る、これを所管するのはごこの役所なんですか。」と質疑したところ、友納政務官は「お答えを差し控えていただきます。」と答弁した。

日本以外の多くの国では、外国人等の土地取得を禁じるか、厳しく制限している。また、土地取得を認めずに、五十年などの期限を区切った借地権としている国も多い。一方、日本で外国人等が土地及び建物を取得し利用していることについては、重要土地利用規制法に基づき特定の利用行為に限って制限を加えたものに過ぎない。これでは、重要施設周辺の安全を確保していく上で、甚だ不徹底な措置のままでと言わざるを得ない。

中国には国防動員法が存在し、有事における人員や物資の動員について中国政府の管理下に置けることとなっている。同法は国外に所在する中国の国民や企業にも適用されるものであり、仮に武力衝突などの非常事態を迎えた場合、中国政府は「自国民が管理する土地及び建物である」と主張して、日本の土地及び建物を悪用し、防衛施設を含む重要施設の運用に障害をもたらす可能性も否定できない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 二〇二四年十二月に土地等利用状況審議会において明らかにされた「重要施設周辺等における土地等の取得の状況について」の調査結果を踏まえ、安全保障上、政府が今後採るべき具体的措置について政府の見解を示されたい。また、その措置を実行するために、重要土地利用規制法の改正又は他の法律改正等を考えているのか示されたい。

二 外国人等が日本の土地及び建物を取得している状況、特に防衛省・自衛隊関連施設及びその周辺における取得件数が増加している状況を踏まえ、安全保障の確保に向けた更なる規制措置

(土地取得、利用の制限等)を実行するために、GATSにおける内国民待遇の保障について、土地取得に関する留保を行う必要があると考えるが政府の見解を示されたい。留保を今後も行わない場合、代替措置を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員松田学君提出外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松田学君提出外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問に対する答弁書

一について

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)第五条第一項に規定する注視区域においては、同法第六条に規定する土地等利用状況調査を実施しているところであり、当該注視区域内における土地及び建物の所有及び利用状況の実態把握を着実に進めてまいりたい。その上で、同法附則第二条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、適切に検討してまいりたい。このため、お尋ねの「重要土地利用規制法の改正又は他の法律改正等を考えているのか」について現時点でお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「安全保障の確保に向けた更なる規

制措置(土地取得、利用の制限等)の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月四日

参議院議長 関口 昌一殿 松田 学

我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問主意書

産経新聞は二〇二五年七月二十二日、沖縄県石垣市の尖閣諸島周辺の領海外側に当たる接続水域において、中国海警局所属の船舶(以下「中国海警船舶」という)四隻の航行が海上保安庁の巡視船によって確認され、同水域における中国当局の船舶の確認は、報道時点で二百四十六日連続となった旨報じた。二〇一二年九月に当時の野田佳彦政権によつて尖閣諸島の魚釣島などが国有化されて以降、最長の巡航日数となっており、実効支配の主張を目的とした中国側の動きとしては、明らかにフェーズが一段上がったと考えるべきである。こうした中国側の行動を牽制するため、我が国の海上保安庁巡視船は、悪天候下においても常時、接続水域から領海内にとどまり、努力を続けている。しかし、近年巡航する中国海警船舶は、海軍艦艇改修型を含む重武装型であり、大口径機関砲を標準装備する強力かつ大型なものであるため、洋上での能力は海上保安庁巡視船を明らかに上回るものとなっている。海上保安庁巡視船に對抗し、今後、中国側は通年で接続水域を巡航するなど、主権主張のための行動がエスカレートする

ものと思われる。

こうした尖閣諸島の事態を踏まえ、中国海警船舶の巡航が拡大している状況を各省庁が協力して安定させ、領土保全のための抜本的な措置を採ることが求められる。とりわけ、海上保安庁が進めている大型巡視船の整備については、物価高によつて今後の増強計画に支障が出ないよう速やかに対処することが必要である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 接続水域における中国海警船舶の巡航が通年化・恒常化する事態が目前に迫る中、政府はどのような措置を採るつもりか示されたい。外交における外務省、尖閣諸島の現場対応を行う海上保安庁や自衛隊等の政府機関が連携して採るべき措置や体制の整備について、具体的に示されたい。

二 産経新聞は二〇二五年七月七日、中国海警船舶の巡航の拡大に対応するために計画されてきた大型巡視船建造について、近年の資材価格及び人件費の高騰が影響し、一隻当たりの建造費が過去最高の百八十八億円に達したと報じた。政府は二〇二二年に閣議決定した「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、総トン数一千万トン超の大型巡視船の拡充を進めている。

しかし、例えば、二〇二〇年就航の三千五百トン級巡視船の一番船「みやこ」の建造費は約百四十四億円だったが、その後の同型船のうち、二〇二六年以降完成予定の三隻の建造費は「みやこ」の建造費よりも約四十四億円増(約三十一%増)の見込みとなっている。また、一千トン級巡視船の一番船の建造費は約六十八億円だったが、その後の同型船の建造費は約九十六億円(約四十一%増)となる見通しである。

通常は設計費を計上する一番船の建造費が最も高くなるはずだが、前記のような状況を踏まえると今後の整備計画に支障が出るおそれがある。政府として、予算措置の見直し等、計画の

遂行のためにどのような措置を考えているか示された。
右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員松田学君提出我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松田学君提出我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「どのような措置を採るつもりか」については、政府としては、中国海警局等に所属する船舶が我が国の接続水域を航行していることが確認された時点において、中国政府に対して申入れを行っているほか、当該船舶への対応については、令和六年六月四日の衆議院環境委員会において、高杉海上保安庁総務部長(当時)が「常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備に当たっておりまして、中国海警局に所属する船舶への対応につきましては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保しているところでございます」と答弁したとおりである。お尋ねの「政府機関が連携して採るべき措置や体制の整備」について、「具体的」な内容を明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府としては、関係省庁の緊密な連携の下、引き続き、緊張感を持って尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を尽くすとともに、領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、今後とも冷静かつ毅然と対応していく。

令和七年八月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

二について

政府としては、これまで、巡視船の建造費の高騰を踏まえて必要な予算を措置してきており、「海上保安能力強化に関する方針」(令和四年十二月十六日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定)に基づく巡視船の整備に御指摘の「支障が出るおそれがある」とは考えておらず、引き続き、同方針に基づき、着実に巡視船の増強及び代替のための整備を進めていくこととしている。

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月五日

ラサール石井

参議院議長 関口 昌一殿

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問主意書

出入国在留管理庁は二〇二五年五月二十三日、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(以下「ゼロプラン」という)を公表し、「退去強制が確定した外国人のうち、令和五年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。」「出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。」との方針を打ち出した。国連の特別報告者等から、日本の入国管理制度は既に国際人権法に違反していると批判を受けているが、ゼロプラン導入によって人権侵害が一層加速することが懸念されている。

東京出入国在留管理局(以下「東京入管」という)は二〇二五年六月十日、在留特別許可を求めて東京地方裁判所に裁判を提起したネパール人男性に対し、同年七月第五週に強制送還を行う旨を送還予定時期通知書によって通知した。強制送還は一度中止されたが、東京入管は本人の出頭を求めており、出頭すれば収容・送還される可能性があるとして支援者らは危惧している。

また、同年七月二十三日には、難民申請中のクルド人家族五人全員が仮放免を更新するため東京入管に向いたところ収監され、直ちに護送官付きでトルコに強制送還され、トルコの空港に到着した直後に父親が現地の警察に逮捕されたという事案が発生した。同家族には日本生まれの子供も含まれていたとされており、児童の権利に関する条約で規定される各種の権利を侵害する深刻な事案である。

ゼロプランにより、日本で暮らすことを望む外国にルーツがある人々の排除が加速されることを深く憂慮し、以下質問する。

一 ゼロプラン導入以降、強制送還された外国人の人数(及び未成年者の内数)を、出身国別に示されたい。

二 強制送還の判断基準を示されたい。庇護希望者の地位が判断される前に送還・追放されてはならないとする国際難民法の原則に違反しないために、手続の公正性は確保されているか示されたい。

三 ゼロプラン導入以降、退去強制令書が発付された件数を示されたい。また、子供のいる家族に対して発付された件数及びそのうち子供のいる家族の親のみに対して発付された件数を示されたい。

四 係争中の難民申請者を強制送還することは、日本国憲法が保障する裁判を受ける権利の侵害に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 難民申請中の子供のいる家族又はその親のみを強制送還することは、「親と引き離されない権利」、「国外に連れ去られない権利」、「難民の子供が守られ支援を受けられる権利」、「教育を受ける権利」といった、児童の権利に関する条約が規定する各種の権利を侵害すると思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問に対する答弁書

参議院議員ラサール石井君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問に対する答弁書

一及び三について
お尋ねのような形で統計をとっており、お答えすることは困難である。

二について
前段のお尋ねについては、「強制送還の判断基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、退去強制令書が発付するに当たっては、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という)第二十四条各号に掲げる退去強制事由のいずれかに該当する疑いのある外国人について、入国審査官による審査のほか、当該外国人の請求に基づく特別審査官による口頭審査、異議の申出に基づく法務大臣の裁決を経て慎重に判断することとしており、退去強制令書が発付された者(以下「被退去強制者」という)については速やかに送還することとしている。

後段のお尋ねについては、被退去強制者が難民認定手続中である場合は、その者が入管法第六十一条の二の九第四項各号のいずれかに該当しない限り、同条第三項の規定により送還を停止するものとされており、また、被退去強制者の送還先については、入管法第五十三条第三項に基づき、いわゆるノン・ルフールマンの原則が適用されることとなり、お尋ねの「手続の公正性は確保されているものと考えている。」四について

入国警備官は、被退去強制者を速やかに送還する義務を負っており、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）上、処分又は裁決の取消訴訟等を提起したとしても、裁判所が執行停止決定をしない限り、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないとされているところ、難民不認定処分を受けた被退去強制者は、送還前に、難民不認定処分及び退去強制令書発付処分の取消訴訟等を提起し、裁判所に退去強制令書に基づく執行の停止を申し立てることが可能であり、「係争中の難民申請者を強制送還することは、日本国憲法が保障する裁判を受ける権利の侵害に当たる」とは考えていない。

五について

お尋ねの「親と引き離されない権利」については、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号。以下「条約」という。）第九条一について、我が国は、「出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言する」との解釈宣言を行っており、お尋ねの「難民申請中の子供のいる家族又はその親のみを強制送還すること」が同条一に違反するものではないと考えている。

お尋ねの「国外に連れ去られない権利」について、条約第十一条は、「児童が不法に国外へ移

送されることを防止・・・するための措置を講ずる」と定めているところ、お尋ねの「強制送還」は、法令に基づいて行うものであり、同条に違反するものではないと考えている。

お尋ねの「難民の子供が守られ支援を受けられる権利」について、退去強制手続の目的は、被退去強制者を確実に迅速に送還することであるところ、条約第二十二条は、「適当な保護」及び「適当な措置」とすると規定するにとどまり、右に述べた目的から行うお尋ねの「強制送還」がなされたとしても、同条に違反するものではないと考えている。

お尋ねの「教育を受ける権利」について、条約第二十八条に規定する「教育についての児童の権利」は絶対的なものではなく、これに対する合理的な制限は許容されると解釈されており、仮に、お尋ねの「強制送還」により教育を利用する機会等が制限されたとしても、同条に違反するものではないと考えている。

日米関税交渉に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年八月五日

参議院議長 関口 昌一殿
蓮 舫

日米関税交渉に関する質問主意書
日米関税交渉について、政府は合意した旨を発売した。結果次第では我が国の産業や国民生活に大きな影響のある今回の関税交渉であるが、合意内容については不明瞭な点が多く大きな懸念がある。
以上を踏まえて、以下質問する。
なお、答弁に当たっては、質問ごとに詳細かつ具体的に答弁されたい。

一 今回の合意に当たって、日米政府間で合意文書に調印していないと政府は発表しているが、その理由を示されたい。また、合意発表時点において政府が認識している合意内容の実効性はどのように担保されるのか具体的に示されたい。

二 多くの国・地域が米国と関税交渉を行い合意したと承知している。米国と関税交渉を行った国・地域数、そのうち合意した国・地域数をそれぞれ示されたい。また、合意した国・地域のうち、合意文書に調印した例を示されたい。

三 今回の関税交渉の過程について、公文書を作成・保存しているか示されたい。公文書を作成・保存している場合、どのような内容・段階のものか具体的に示されたい。また、当該公文書の公開時期及びその理由を併せて示されたい。公文書を作成・保存していない場合、その理由を示されたい。

四 今回の関税交渉の結果、我が国が最大五千五百億ドルを米国に投資するとされている。報道によれば、赤澤亮正経済再生担当大臣は米国への投資について、「枠」として出資、融資、融資保証を用意した」と発言したとされている。しかし、ホワイトハウスが二〇二五年七月二十三日に公表したファクトシートでは、日本は米国の主導の下、米国の中核産業の再建と拡張に向けて五千五百億ドルを投資する旨示されており、日米政府間で合意内容の解釈が異なっている。このような齟齬が生じている理由を示されたい。また、政府として、同ファクトシートに記載された内容と政府が認識する合意内容との間の齟齬の有無を確認するか示されたい。確認する場合、結果の公表時期を併せて示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員連舫君提出日米関税交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員連舫君提出日米関税交渉に関する質問に対する答弁書

一について

米国の関税措置に関する日米協議においては、令和七年二月及び六月の日米首脳会談並びに一連の日米首脳電話会談における石破内閣総理大臣とトランプ米大統領との間のやり取り並びに担当閣僚間の議論を積み重ねた上で、最終的には、同年七月二十二日（現地時間）の赤澤経済再生担当大臣と同大統領とのやり取りも踏まえ、合意に至ったものであり、このような協議の経緯等に鑑み、共同文書は作成していない。

政府としては、米側と緊密に意思疎通を続けていく中で、この合意に関する共通認識を確認しながら、その合意の実施についてしかるべく対応していく。

二について

お尋ねについては、他国の協議に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。その上で申し上げれば、例えば、米国と英国との間では、令和七年五月八日の両国間の貿易に関する合意の発表に際し、「経済繁栄協定のための一般条項（仮訳）」と題する共同文書が発出されていると承知している。

三について

お尋ねの「今回の関税交渉の過程」で「作成・保存」している「公文書」の「内容・段階」が具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、公文書の管理については、公文書等の管理に関する法律（平

成二十一年法律第六十六号)等に基づき、それぞれの関係省庁において適切に対応している。

また、お尋ねの「当該公文書」の指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、その「公開時期及びその理由」について一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、例えば、外務省が保有する同省の事務に係る文書は、同省において、同法等に基づき適正に保存されており、また、同省が保有する行政文書であって、作成又は取得から三十年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として重要なものを同省大臣官房総務課外交史料館に移管し、一般に公開しているところである。

四について

御指摘の「ファクトシート」が米国政府から发出されたことは承知しているが、お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げます。各国政府から发出される資料は、それぞれの国が重視する点を中心に作成されるものであると認識している。政府としては、米側と緊密に意思疎通を続けていく中で、米国の関税措置に関する日米協議における日米間の合意に関する共通認識を確認しながら、同合意の実施についてしかるべく対応していく。

不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月五日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

令和七年八月十五日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問主意書

出入国在留管理庁(以下「入管庁」という。)は令和七年五月二十三日、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(以下「本プラン」という。)を公表し、在留外国人の管理強化を進めている。本プランの取組状況について、以下質問する。

一 本プラン公表前の令和七年四月及び五月と本プラン公表後の令和七年六月及び七月に国費送還した者のうち、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず退去を忌避していた者の数を示されたい。また、前年同月との比較も示されたい。

二 本プラン公表前の令和七年四月及び五月と本プラン公表後の令和七年六月及び七月に、新たに入管庁の収容施設に収容された人数を収容施設ごとに示されたい。また、新たに収容された者の国籍の内訳も示されたい。

三 現在、入管庁の収容施設に収容されている者で、収容期間が最長の者の収容年月数を示されたい。また、収容期間について、十年以上、五年以上十年未満、一年以上五年未満、一年以上二年未満、六月以上一年未満、一月以上六月未満、一月未満の区分ごとに、それぞれの人数を示されたい。

四 前記一から三の人数を把握することは、今後の出入国在留管理行政が適切に行われているのかを判断する上で重要な要素であると考えられる。よって、当該人数を示すことができない場合、具体的な根拠及び公表しない理由を示されたい。

右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「本プラン公表前の令和七年四月及び五月と本プラン公表後の令和七年六月及び七月に国費送還した者のうち、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず退去を忌避していた者の数」及び「本プラン公表前の令和七年四月及び五月と本プラン公表後の令和七年六月及び七月に、新たに入管庁の収容施設に収容された人数」については、集計に当たって地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなど作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、お答えすることは困難である。

三について

令和六年十二月末現在、退去強制令書により収容されている者の収容期間別の人数は、六箇月以上一年未満が二十八人、一年以上一年半未満が十二人、一年半以上二年未満が四人、二年以上二年半未満が零人、二年半以上三年未満が零人、三年以上が三人であり、このうちお尋ねの「収容期間が最長の者の収容年月数は十二年三箇月である。その余のお尋ねについては、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスブレイに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年八月五日

青木 愛

参議院議長 関口 昌一殿

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスブレイに関する質問主意書

陸上自衛隊の木更津駐屯地に暫定配備されていたV-22オスブレイ(以下「オスブレイ」という。)十七機については、順次佐賀駐屯地への移駐が進んでいるが、より広範に確認が必要な事項があるため、以下質問する。

一 暫定配備期間中の木更津駐屯地周辺のオスブレイの飛行経路について

1 令和二年度第一回木更津駐屯地に関する協議会定例会・区長部会・漁業協同組合部会(令和二年六月十九日)における防衛省・自衛隊説明資料「陸上自衛隊V-22オスブレイの木更津駐屯地への暫定配備に係る現状等について」(以下「防衛省資料」という。)では、「基本的な経路(有視界飛行時)」として、「木更津駐屯地の東側は住宅地、学校などが所在しているため、騒音の面で負担を生じさせないよう、オスブレイは原則、場周経路の大半が海上である駐屯地の西側を飛行することを考えています。」とされていた。

(一) 暫定配備期間中、オスブレイは、原則として西側場周経路を飛行していたというところでよいから示されたい。

(二) 暫定配備期間中、オスブレイが木更津駐屯地の東側場周経路を飛行した事例について、日時及び理由を示されたい。

2 令和五年度第四回木更津駐屯地に関する協議会定例会(令和五年十一月二十一日)の議事

要旨によると、オスブレイが西側の固定翼機の場合周経路を頻繁に飛行しており、経路下の住民が騒音への配慮を求めていることについて、防衛省・自衛隊は、「騒音低減に向けた取組については、可能な限り回転翼機の経路を活用している」と説明している。

暫定配備期間中、西側の固定翼機の場合周経路を利用した回数及び西側の回転翼機の経路を利用した回数を示されたい。

3 防衛省資料では、「悪天候時の飛行経路(計器飛行時)」として、「パイロットが目視で飛行(有視界飛行)する以外に、雲や雨などで視界が妨げられる気象状態では、木更津駐屯地に所在する他の航空機と同様に、国土交通省が定めた経路を飛行することを考えています。」とされていた。

暫定配備期間中、当該国土交通省が定めた経路を飛行した事例について、日時及び理由を示されたい。

二 暫定配備期間中の木更津駐屯地における陸上自衛隊オスブレイの訓練内容について

防衛省資料では、暫定配備されるオスブレイの飛行経路・訓練内容の基本的な考え方として、「オスブレイの訓練内容及び訓練場への飛行ルートは、CH-47などの木更津駐屯地に現在配備している航空機と同様になると考えています。」とされていた。

暫定配備期間中、同様であったか示されたい。また、異なっていた場合、その理由を示されたい。

三 木更津駐屯地輸送航空隊の新編について

木更津駐屯地にオスブレイを運用する輸送航空隊が新編されたが、オスブレイを運用する第一〇七飛行隊及び第一〇八飛行隊について、暫定配備期間中における各年度の定員、実員、任務及びオスブレイの配備数をそれぞれ示されたい。

四 暫定配備期間中の木更津駐屯地における陸上自衛隊オスブレイの運用(負担軽減の方向性等)について

1 防衛省資料では、「陸上自衛隊オスブレイの飛行運用に当たっては、航空法など関係法令を遵守」とされていた。

(一) 暫定配備期間中に、防衛省・自衛隊が、航空法第八十一条本文に規定する最低安全高度に定められた飛行高度を遵守できなかった事例がある場合、その日時及び理由を示されたい。

(二) 防衛省・自衛隊は、「陸上自衛隊オスブレイの暫定配備要請に関する説明内容等について(回答)」(令和元年十月三十一日付け閣防企基第四三三一号)において、「低空飛行訓練については、航空法に基づき、国土交通大臣から許可を得た上で、木更津飛行場運用規則により定める「房総低空域飛行訓練場」内で実施することとしており、その中でも、特に低い高度での飛行を伴う訓練は、同規則により定めている「超低空飛行エリア」において、そのエリア内の人家のない山岳部等に設定した訓練コースで実施することを想定していますが、詳細については現在検討しているところだ。」としている。

暫定配備期間中に、航空法第八十一条

ただし書に規定する最低安全高度以下の高度で飛行すること(以下「低空飛行」という。)の許可を申請した全ての事例について、それぞれ次の事項を示されたい。

① 飛行計画の概要として申請すべき飛行の目的、日時、経路及び高度。経路及び高度については、(イ)経路上の飛行高度、(ロ)低空飛行を実施する地点又は地域、(ハ)利用可能な不着陸地点及び低空飛行実施場所から当該不着

着陸地点に至るまでの間における障害物等並びに人又は家屋の密集の程度も示されたい。

② 最低安全高度以下の高度で飛行する理由

③ 航空法施行規則第七十五条第七号に規定する「その他参考となる事項」

④ 低空飛行が許可された事例があれば、飛行許可年月日、飛行許可期間、飛行可能区域、飛行目的及び飛行時間

2 私、青木愛が令和元年に提出した「陸上自衛隊オスブレイの今後の取扱いに関する質問主意書」(第百九十八回国会質問第六六号)に対する答弁(内閣参質一九八第六六号)において、政府は、「一般に、自衛隊の使用する航空機の操縦者は、(略)気象条件も考慮しつつ、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を回避しながら、安全確保に最大限配慮した飛行を行っている」と答弁している。

また、防衛省資料において、「既存配備機と同様、運用上やむを得ない場合を除き、住宅地や市街地の上空での飛行を避けるなど安全面に十分配慮」としている。

(一) 暫定配備期間中に、「学校や病院を含む人口密集地域上空」を飛行した事例があれば、その日時、区域及び目的を示されたい。

(二) 暫定配備期間中、オスブレイが木更津市立金田小学校の上空を飛行し、同小学校の教諭から木更津市に対し、体育など屋外の授業等において会話ができないなどの支障が生じているとの苦情が寄せられていた。しかし、木更津駐屯地に関する協議会部会(令和六年八月二十二日)において、防衛省・自衛隊は、「V-22が木更津に着陸する際は西側周経路を使用しておりますが、西側周経路の北側

には学校や民家が所在していることから、騒音負担軽減のため昨年より洋上から飛行場に進入する経路を設定しております。」と回答した。

当該経路の設定により、騒音による住民の負担は軽減したのか示されたい。

3 防衛省資料では、「運用上やむを得ない場合を除き、潮干狩り場など、木更津駐屯地の場周経路下等で実施される集客イベントに十分配慮」とされていた。しかし、実際には潮干狩り場の上空の飛行により騒音被害が発生した。

暫定配備期間中、潮干狩り場の上空を飛行した事例について、その日時及び理由を示されたい。

4 ホバリング訓練は騒音が生じるため、防衛省資料では、「木更津駐屯地内でのホバリング訓練は、住宅に近い場所での実施を制限する方向で検討」とされていた。

暫定配備期間中、ホバリング訓練はどこで実施されていたのか。住宅地に近い場所で行った事例がある場合、その日時及び理由を示されたい。

5 防衛省資料では、「自衛隊機等の木更津飛行場への離発着回数の定期的な情報提供」を行うとされていた。また、防衛省・自衛隊は、住民説明会において、陸上自衛隊オスブレイ十七機全機がそろった段階では、一日平均十五回、年平均四千五百回程度離着陸回数が増加する見込みとされていた。

暫定配備期間中に行われた離着陸回数の総数、一日平均の離着陸回数及び年平均の離着陸回数をそれぞれ示されたい。

6 防衛省・自衛隊は、「陸上自衛隊オスブレイの暫定配備要請に関する説明内容等について(回答)」(令和元年十月三十一日付け閣防企基第四三三一号)において、「離着陸を伴う転

換モードでの飛行を除けば、市街地上空において転換モードで飛行訓練することは想定されません。」としていた。

(二) 暫定配備期間中、離着陸を伴う転換モードでの飛行の場合において、市街地上空を飛行したと理解してよいか。市街地上空を飛行しないように工夫はできなかったのか。

(二) 暫定配備期間中、離着陸を伴う転換モードでの飛行を除き、オスブレイが市街地上空において転換モードで飛行訓練した事例はあるか。事例があれば、その日時及び理由を示されたい。

7 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第四条等に基づく住宅防音工事の助成措置の対象区域である第一種区域の範囲について、当該助成の対象とならない区域の住民から助成の要望があったにもかかわらず、防衛省・自衛隊は今日に至るまで見直しをしていない。例えば、令和四年度第三回木更津駐屯地に関する協議会定例会(令和四年十月二十四日)において、「七十五W未満の区域の取扱については、住宅防音工事の今後の在り方に関わる課題であり、全国の住宅防音工事の進捗状況等を踏まえれば、将来の検討課題と考えている」と回答した。

参議院外交・防衛委員会(平成十一年三月十二日)において、防衛施設庁施設部長は、「第一種区域の指定基準がこれまで七十五W ECPNLという基準値以上について対象にしてきたわけでございまして、この考え方は、人の静ひつな生活環境基準値として定められている六十W以下の屋内におけるいわゆる静ひつな状態を確保するという考え方で、そのために、住宅防音工事を実施した場合に七十五Wを六十W以下に下げられるという考え方で七十五に指定してきているわけでございします。確かに今、周辺の自治体あるいは関係

住民の方々から、さらに七十まで下げてくれないかという要望があることは承知しております。しかし、まだ七十五W以上の区域についての工事が終わっておりません。したがって、騒音の環境基準との関連も踏まえまして、確かにこういった点について将来考慮していく余地はあるかと思えますけれども、現時点では七十五以上の区域にある住宅防音工事を推進してまいりたい、こういうふうと考えているわけでございます。」と答弁した。

木更津駐屯地におけるオスブレイの暫定配備の経験も踏まえて、当該基準を七十Wに引き下げるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

8 暫定配備期間中、オスブレイの夜間・早朝の訓練について住民の苦情が数多く寄せられた。

(二) 令和五年度第一回木更津駐屯地に関する協議会区長部会(令和五年九月六日)の資料三「木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関する懸念事項等について」によると、防衛省・自衛隊は、「地域の皆様の生活を考慮し努めてご迷惑をおかけしない時間帯として二十一時までを目途に実施するよう配慮いたします。」と回答した。

暫定配備期間中、二十一時前に開始して二十一時を超えて終了した訓練及び二十一時から午前七時までに行われた訓練について、実施された年月日並びに訓練の開始時刻及び終了時刻をそれぞれ示されたい。

(二) 令和六年度第五回木更津駐屯地に関する協議会定例会(令和六年十一月二十七日)において、防衛省・自衛隊は、暫定配備されたオスブレイの飛行について、「任務の都合上、どうしても夜二十二時

から朝七時の間に運航する必要がある場合、エンジン始動と停止を、飛行場の西側において実施することを規則で定めている」と回答した。当該「規則」における騒音を低減する趣旨・目的の規定を示されたい。

9 以上のほか、防衛省・自衛隊に対しては、どのような意見又は苦情があったのか。また、オスブレイの飛行に伴う騒音問題について、木更津駐屯地周辺の住民に対し、政府はどのような配慮を行ったのか示されたい。

五 オスブレイの飛行に伴う騒音、低周波振動により周辺住民の命や暮らしに影響を及ぼす可能性について、政府の見解を示されたい。

六 オスブレイの佐賀駐屯地への移駐後の木更津の状況について

1 日米オスブレイの共通整備基盤は、今後も木更津駐屯地に残ると理解してよいか。将来的に木更津駐屯地以外に移転される可能性はあるのか示されたい。

2 木更津市以外で、日米オスブレイの共通整備基盤の拠点となり得る条件を満たす地域は存在するののか示されたい。

3 日米オスブレイの共通整備基盤が今後も木更津駐屯地に残る場合、陸上自衛隊のオスブレイが佐賀駐屯地から飛来する際はどのような経路を飛行するのか、どの程度の機数を扱うのか、オスブレイの飛行は試験飛行に限られるのか、飛行の空域はどこか、オスブレイの飛行回数は一日何回を想定しているのかを含め、今後の方針を示されたい。

4 日米オスブレイの共通整備基盤が今後も木更津駐屯地に残る場合、米軍のオスブレイが飛来する際はどのような経路を飛行するのか、どの程度の機数を扱うのか、オスブレイの飛行は試験飛行に限られるのか、飛行の空域はどこか、オスブレイの飛行回数は一日何

回を想定しているのかを含め、今後の方針を示されたい。

5 日米オスブレイの共通整備基盤が木更津駐屯地に残り、今後も木更津市にオスブレイが飛来する場合、木更津市に交付されている特定防衛施設周辺整備調整交付金の金額にどのような変更があるのか示されたい。右質問する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員青木愛君提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスブレイに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青木愛君提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスブレイに関する質問に対する答弁書

一の(一)について

木更津駐屯地に暫定的に配備されていた輸送ティルト・ローター機V-12(以下「V-12」という。)は、お尋ねの「西側場周経路を飛行していた。」

一の(二)について

お尋ねの「暫定配備期間中、オスブレイが木更津駐屯地の東側場周経路を飛行した事例」はない。

一の2及び3並びに四の2の(一)、3、5及び8の(一)について

お尋ねについては、個別具体的な訓練の頻度等を明らかにすることにより、自衛隊の練度が明らかにあるおそれがあることから、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

二について

木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV-12の御指摘の「訓練内容及び訓練場への飛行

ルートについては、C H―四七輸送ヘリコプターなどの同駐屯地に既に配備されていた航空機のもと同様であったと認識している。

三について
木更津駐屯地にV―二の暫定的な配備を行っていた令和二年度から令和七年度までにおける、陸上自衛隊第一〇七飛行隊及び第一〇八飛行隊の定員については、それぞれ約百十名である。お尋ねの「実員」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、これらの部隊の現員については、自衛隊の個々の部隊を特定して、当該部隊の現員を明らかにすることは、当該部隊の態勢、ひいては、自衛隊の態勢を明らかにすることとなり、我が国の安全が害されるおそれがあるので、お答えすることは差し控えたい。これらの部隊はいずれも、島嶼部に対する攻撃への我が国の対処能力等を向上させるために必要な装備品であるV―二を運用することを任務としている。令和二年度から令和六年度までの各年度末におけるこれらの部隊へのV―二の配備機数については、それぞれ次のとおりであり、また、令和七年度については、令和七年七月一日時点において、第一〇七飛行隊が九機、第一〇八飛行隊が八機である。

第一〇七飛行隊
令和二年度 二機
令和三年度 六機
令和四年度 八機
令和五年度 八機
令和六年度 九機
第一〇八飛行隊
令和二年度 二機
令和三年度 三機
令和四年度 五機
令和五年度 六機
令和六年度 八機

四の1の(一)について

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第八十一条ただし書に規定する許可を受けずに、お尋ねの「暫定配備期間中に、防衛省・自衛隊が、航空法第八十一条本文に規定する最低安全高度に定められた飛行高度を遵守できなかった事例」はない。

四の1の(二)について

木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV―二の同駐屯地における運用に係る、お尋ねの「事例」の①「飛行の目的」、②「日時」、③「経路上の飛行高度」、④「低空飛行を実施する地点又は地域」、⑤「利用可能な不時着陸地点」、⑥「最低安全高度以下の高度で飛行する理由」、⑦「航空法施行規則第七十五条第七号に規定する「その他参考となる事項」、⑧「飛行許可年月日」、⑨「飛行許可期間」、⑩「飛行可能区域」、⑪「飛行目的」及び⑫「飛行時間」について、航空法第八十一条ただし書に規定する許可に係る申請書及びそれに対する許可書における記載を確認できる範囲でそのまますしすると、それぞれ次のとおりである。

令和三年四月八日付けで申請した事例

①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和三年四月十五日から同年九月三十日までの間」の「夜間のみ」 ③「物件等の点在する地域にあつては、物件(送電線等の人工障害物)から十分回避できる距離を保つものとする。」 ④「木更津飛行場内」 ⑤「木更津飛行場内」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」

⑦「(一) 遵守事項」

「1 経路及び高度

(1) 経路について

緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に

危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路

(2) 高度について

物件等の点在する地域にあつては、物件(送電線等の人工障害物)から十分回避できる距離を保つものとする。

2 参考事項

他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」

(2) 最低気象条件

有視界気象状態

(3) 実施

陸上自衛隊の航空科部隊等」

⑧「令和三年四月十三日」 ⑨「令和三年四月十五日から同年九月三十日まで」 ⑩「木更津飛行場内」 ⑪「試験飛行、操縦訓練」 ⑫「夜間のみ」

令和三年九月二十一日付けで申請した事例

①「実用性確認試験、操縦訓練」 ②「令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までの間の日出から日没まで」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場内」 ⑤「木更津飛行場内」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」

⑦「(一) 遵守事項」

「1 経路及び高度

(1) 経路について

緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上若しくは水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路

(2) 高度について

物件等の点在する地域に

あつては、物件(送電線等の人工障害物)から十分回避できる距離を保つものとする。

2 参考事項

他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」

(2) 最低気象条件

有視界気象状態

(3) 飛行方式

有視界飛行方式

(4) 実施は、陸上自衛隊の航空科部隊等」

⑧「令和三年九月二十七日」 ⑨「令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場内」 ⑪「実用性確認試験、操縦訓練」 ⑫「日出から日没まで」

令和三年九月二十二日付けで申請した事例

①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までの間の「夜間のみ」 ③「物件等(送電線等の人工障害物)の点在する地域にあつては、物件等から十分回避できる距離を保つものとする。」 ④「木更津飛行場内」 ⑤「木更津飛行場内」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」

⑦「(一) 遵守事項」

「1 経路及び高度

(1) 経路

緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路を選定するものとする。

(2) 高度 物件等(送電線等の人工障害物)の点在する地域にあつては、物件等から十分回避できる距離を保つものとする。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 (3) 実施 陸上自衛隊の航空科部隊等」 ⑧「令和三年九月二十九日」 ⑨「令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場内」 ⑪「試験飛行、操縦訓練」 ⑫「夜間のみ」 令和四年三月二十二日付けで申請した事例 ①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間の「夜間のみ」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場を中心として半径二キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」 ⑦「(1) 遵守事項」 「1 経路及び高度 (1) 経路 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路を選定するものとする。 (2) 高度 物件等(送電線等の人工障害物)の点在する地域に	あつては、物件等から十分回避できる距離を保つものとする。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 (3) 実施 陸上自衛隊の航空科部隊等」 ⑧「令和四年三月二十八日」 ⑨「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場を中心として半径二キロメートル以内」 ⑪「試験飛行、操縦訓練」 ⑫「夜間のみ」 令和四年三月二十三日付けで申請した事例 ①「実用性確認試験、操縦訓練」 ②「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間の日出から日没まで」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場を中心として半径二キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「操縦訓練及び試験飛行を実施するため」 ⑦「(1) 遵守事項」 「1 経路及び高度 (1) 経路について 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上若しくは水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路 (2) 高度について 物件等の点在する地域にあつては、物件(送電線等の人工障害物)から十分回避できる距離を保つものと	する。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 (3) 飛行方式 有視界飛行方式 (4) 実施は、陸上自衛隊の航空科部隊等」 ⑧「令和四年三月二十九日」 ⑨「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場を中心として半径二キロメートル以内」 ⑪「実用性確認試験、操縦訓練」 ⑫「日出から日没まで」 令和五年三月十四日付けで申請した事例 ①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の「夜間のみ」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場を中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」 ⑦「(1) 遵守事項」 「1 経路及び高度 (1) 経路 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路を選定するものとする。 (2) 高度 物件等(送電線等の人工障害物)の点在する地域にあつては、物件等から十分回避できる距離を保つものと	とする。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合は、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 (3) 実施 陸上自衛隊の航空科部隊等」 ⑧「令和五年三月二十八日」 ⑨「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑪「試験飛行、操縦訓練」 ⑫「夜間のみ」 令和五年三月十五日付けで申請した事例 ①「実用性確認試験、操縦訓練」 ②「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の日出から日没まで」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「操縦訓練及び試験飛行を実施するため」 ⑦「(1) 遵守事項」 「1 経路及び高度 (1) 経路について 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上若しくは水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路 (2) 高度について 物件等の点在する地域にあつては、物件(送電線等の人工障害物)から十分回避できる距離を保つものとする。
---	---	---	---

2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 〔3〕 飛行方式 有視界飛行方式 〔4〕 実施は、陸上自衛隊の航空科部隊等 〔8〕令和五年三月二十四日 〔9〕令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで 〔10〕木更津飛行場を「中心として半径四キロメートル以内」 〔11〕実用性確認試験、操縦訓練 〔12〕日出から日没まで 令和六年四月十二日付けで申請した事例 ①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和六年五月一日から令和七年三月三十一日までの間の「夜間のみ」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「試験飛行及び操縦訓練を実施するため」 ⑦「〔1〕 遵守事項」 〔1〕 経路及び高度 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路を選定するものとする。 〔2〕 高度 ア 物件等（送電線等の人工障害物）の点在する地域にあつては、物件等から十分回避できる距離を保つものとする。	イ 人又は家屋の密集地域上空において、高度四百フィート以下で対気速度毎時三十マイル以下の飛行はしない。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 〔3〕 実施 陸上自衛隊の航空科部隊等 〔8〕令和六年四月二十二日 〔9〕令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで 〔10〕木更津飛行場を「中心として半径四キロメートル以内」 〔11〕試験飛行、操縦訓練 〔12〕夜間のみ 令和六年四月二十四日付けで申請した事例 ①「実用性確認試験、操縦訓練」 ②「令和六年五月一日から令和七年三月三十一日までの間の日出から日没まで」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「操縦訓練及び試験飛行を実施するため」 ⑦「〔1〕 遵守事項」 〔1〕 経路及び高度 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上若しくは水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路 〔2〕 高度について 物件等の点在する地域にあつては、物件（送電線等	の人工障害物）から十分回避できる距離を保つものとする。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 〔3〕 飛行方式 有視界飛行方式 〔4〕 実施は、陸上自衛隊の航空科部隊等 〔8〕令和六年四月二十五日 〔9〕令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで 〔10〕木更津飛行場を「中心として半径四キロメートル以内」 〔11〕実用性確認試験、操縦訓練 〔12〕日出から日没まで 令和七年三月十二日付けで申請した事例 ①「操縦訓練及び試験飛行」 ②「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の日出から日没まで」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「操縦訓練及び試験飛行を実施するため」 ⑦「〔1〕 遵守事項」 〔1〕 経路及び高度 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上若しくは水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路 〔2〕 高度について 物件等の点在する地域にあつては、物件（送電線等	の人工障害物）から十分回避できる距離を保つものとする。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 〔2〕 最低気象条件 有視界気象状態 〔3〕 飛行方式 有視界飛行方式 〔4〕 実施は、陸上自衛隊の航空科部隊等 〔5〕 本申請は、東事連第四二八号（令和六年四月二十五日付）の継続申請 〔8〕令和七年三月二十六日 〔9〕令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで 〔10〕木更津飛行場を「中心として半径四キロメートル以内」 〔11〕操縦訓練及び試験飛行 〔12〕日出から日没まで 令和七年三月十七日付けで申請した事例 ①「試験飛行、操縦訓練」 ②「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の「夜間のみ」 ③「十フィート」 ④「木更津飛行場」を「中心として半径四キロメートル以内」 ⑤「木更津飛行場」 ⑥「操縦訓練及び試験飛行を実施するため」 ⑦「〔1〕 遵守事項」 〔1〕 経路及び高度 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合は、地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく安全に着陸できる経路を選定するものとする。
--	---	--	--

(2) 高度 ア 物件等(送電線等の人工障害物)の点在する地域にあつては、物件等から十分回避できる距離を保つものとする。 イ 人又は家屋の密集地域上空において、高度四百フィート以下で対気速度毎時三十マイル以下の飛行はしない。 2 参考事項 他機関との合同訓練を実施する場合、関係機関と所要の調整を行い、安全を確保する。」 (2) 最低気象条件 (3) 実施 陸上自衛隊の航空科部隊等」 ⑧「令和七年三月十八日」 ⑨「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」 ⑩「木更津飛行場」を中心として半径四キロメートル以内」 ⑪「試験飛行、操縦訓練」 ⑫「夜間のみ」 お尋ねの「低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物件並びに人又は家屋の密集の程度」については、データが膨大となることから網羅的にお答えすることが困難である。 四の2の(二)について 騒音対策については、御指摘の「当該経路」を設定したほか、離着陸を行う時間帯を限定する等の措置を講ずるとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号。以下「環境整備法」という。)に基づ	き騒音を防止するための事業を実施しており、引き続き、こうした対策を実施していく。 四の4について 木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV―二二のお尋ねの「ホバリング訓練」については、同駐屯地内において御指摘の「住宅に近い場所での実施を制限」して実施していたが、これ以上の詳細については、個別具体的な訓練の頻度等を明らかにすることにより、自衛隊の練度が明らかになるおそれがあることから、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。 四の6の(一)について 木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV―二二は、離着陸を伴う転換モードでの飛行の場合において、住宅、商業施設等が存在する地域の上空を飛行した。場周経路においては転換モードで飛行する必要があるため、当該地域におけるお尋ねのような「工夫」は困難である。 四の6の(二)について 木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV―二二は、離着陸を伴う転換モードでの飛行の場合を除き、転換モードで飛行訓練を行っていない。 四の7について 環境整備法第四条の規定に基づき指定した第一種区域については、防衛施設周辺地域において住宅防音工事を行うことにより「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和四十八年環境庁告示第百五十四号。以下「環境庁告示」という。)に定める環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとの観点から、防音工事を行っていない住宅が通常保持していると考えられる防音上の有効性等を勘案して、屋外でLden(時間帯補正等価騒音レベルをいう。以下同じ。)六十二デシベル以上の区域を対象区域とすることとしているところであり、	現時点においてこれを改める考えはない。 なお、平成十九年環境省告示第百十四号による改正前の環境庁告示では、現行の環境庁告示におけるLden六十二デシベルは七十五WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベルをいう。)と定められていたものである。 四の8の(二)について お尋ねの「騒音を低減する趣旨・目的の規定」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、お尋ねの「規則」は木更津飛行場運用規則である。 四の9について お尋ねの「以上のほか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、V―二二の飛行については、安全対策や迅速な情報提供などを求める様々な御意見をいただいているところであるが、その詳細については、公表を前提としたものではなく、お答えすることは差し控えたい。 木更津駐屯地に暫定的に配備されていたV―二二の騒音対策については、四の2の(二)についてで述べた対策を講じてきたところである。 五について お尋ねの「騒音」による影響について、V―二二が配備されている佐賀駐屯地について申し上げれば、V―二二を含む自衛隊機と民間航空機の離着陸を考慮して、シミュレーションにより作成した佐賀空港に係る予測コンタールにおいて、環境庁告示で規定されている専ら住居の用に供される地域に適用される基準である屋外でLden五十七デシベルを上回っている専ら住居の用に供される地域はないことから、地域住民や周辺環境に与える影響は少ないと考える。 また、お尋ねの「低周波振動」による影響について、一般に、航空機から発生する低周波音に	よる影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるところであり、現時点で予測をもってお答えすることは困難である。 六の1及び2について 御指摘の「日米オスブレイの共通整備基盤」については、既に木更津駐屯地に確立されており、現時点において、同駐屯地以外でお尋ねの「日米オスブレイの共通整備基盤の拠点となり得る条件を満たす地域」はなく、移転する計画はない。 六の3及び4について お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「米軍のオスブレイが飛来する際にはどのような経路を飛行するのか」については、米軍の運用に関することであり、お答えすることは差し控えたい。その余のお尋ねについては、その時々状況によることから、一概にお答えすることは困難である。 六の5について 特定防衛施設周辺整備調整交付金の額については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第十五条第一号から第六号までに掲げる特定防衛施設の面積、運用の態様等の事項を基礎として算定される額及び同条第七号に掲げる特定防衛施設の運用の態様の変更を基礎として算定される額に分けて算定しているところ、様々な要素を勘案する必要があるため、お尋ねの「木更津市に交付されている特定防衛施設周辺整備調整交付金の金額にどのような変更があるのか」については、一概にお答えすることは困難である。
---	---	---	---

オスブレイの安全性並びにオスブレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年八月五日

参議院議長 関口 昌一殿 青木 愛

オスブレイの安全性並びにオスブレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書

陸上自衛隊の木更津駐屯地に暫定配備されていたV-22オスブレイ(以下「オスブレイ」という。)十七機については、順次佐賀駐屯地への移駐が進んでいるが、より広範に確認が必要な事項があるため、以下質問する。

一 オスブレイの安全性について

1 二〇二五年七月二十八日、オスブレイ二機が移駐のために木更津駐屯地から佐賀駐屯地へ飛行中、一機に点検を促す注意灯が点灯したため、陸上自衛隊北徳島分屯地に予防着陸したとされる。当該注意灯はどのような点検を促すものだったのか示されたい。また、当該注意灯が促した点検を他のオスブレイに対しても行う必要性について、政府の見解を示されたい。

2 オスブレイは複雑な構造を抱える機体のため、その事故やトラブルについて注目される状態にある。二〇二三年十一月、米軍横田飛行場所属のオスブレイが鹿児島県屋久島沖で墜落して乗員八人全員が死亡する痛ましい事故が起こった。二〇二四年三月、安全対策を講じた上でオスブレイの運用は再開され、同年八月、事故原因はエンジンからの動力をプロペラに伝える機体左側のプロップローター・ギアボックス(PRGB)の内部でギアが破断し、破片が別のギアに挟まって歯車が

摩耗した結果、プロペラに動力が伝えられなくなったことによると説明された。しかし、ギアボックスに金属疲労が起こった原因や構造的欠陥は解明されていない。ギア破損の根本原因の解明に向けて、政府はどのような措置を講ずる予定か示されたい。

3 AP通信は二〇二四年八月、オスブレイのエンジンと回転翼をつなぐ変速機ギアボックスの故障が過去五年間で六十件報告されており、そのうち少なくとも四十一件で破損の兆候があり、過去十年間で修理のために機体から取り外されたギアボックスが六百九個に上る旨を報道した。政府は、こうした事実を把握した上で、オスブレイの運用を続けているのか示されたい。

4 米国防務省の複数の議員は、オスブレイの事故が相次いでいることを受け、米国防務省に対して安全対策が講じられるまで飛行停止を求める書簡を提出した。また、米国防務省もオスブレイの新規調達を終了し、二〇二六年に生産ラインを閉鎖するとしている。米軍は二〇二六年の生産停止後も二〇五〇年代まで運用を継続するとしている。

政府は米軍に早期の運用停止を求めるべきと考えるが、見解を示されたい。また、自衛隊が構造的欠陥を解明できない場合、代替品に切り替える方向に舵を切るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 オスブレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理について

1 今後のオスブレイの追加購入予定について示されたい。

また、オスブレイは、米国からFMSにより調達したと承知している。先般、ホワイトハウスの当局者が、日本が米国企業に関連する防衛支出を年間百四十億ドルから百七十億ドル、日本円でおおよそ二兆五千億円に引き上げることで合意したと明らかにした旨報道さ

れた。年間百四十億ドルから百七十億ドルに引き上げられる日本の米国企業に関連する防衛支出とは、具体的に何を指すのか示されたい。

2 参議院決算委員会(二〇二四年五月二十日)において、政府は歳出化経費と一般物件費の合計に占める米ドル建て経費の金額及び割合を示しているが、二〇二五年度予算における数値をそれぞれ示されたい。また、同年度予算における「防衛力整備計画対象経費」の歳出全体に占める米ドル建て経費の割合を示されたい。

3 衆議院予算委員会第一分科会(二〇二五年二月二十八日)において、政府は「歳出予算における外貨関連経費については、歳出予算の割から二割程度にとどまて」というと説明しているが、「外貨関連経費」に含まれる経費を全て示されたい。また、防衛力整備計画の期間内における「歳出予算」及び「外貨関連経費」の金額を、年度ごとに示されたい。

4 政府は、オスブレイの調達を含めた装備品の調達に係る契約後、「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」や通達「取得戦略計画の見直し等について」に基づき、プロジェクト管理を行っていると理解しているが、事業継続の必要性の検討がなされる基準及び計画の見直し検討がなされる基準について示されたい。

また、これらの基準は、米国の国防授權法を参考として定めたのかを含め、基準を定める際に根拠としたものを示されたい。

5 「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」や通達「取得戦略計画の見直し等について」に基づくプロジェクト管理において、事業が中止された事例を示されたい。

令和七年八月十五日 内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員青木愛君提出オスブレイの安全性並びにオスブレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青木愛君提出オスブレイの安全性並びにオスブレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問に対する答弁書

一の1について

令和七年七月二十八日に、木更津駐屯地から佐賀駐屯地へ向けて飛行していた輸送ティルト・ローター機V-22(以下「V-22」という。)二機のうち一機については、発電機の異常の有無を確認する点検を促す注意灯が表示されたため、危険を未然に防止するために必要な手段として、徳島駐屯地北徳島分屯地に予防着陸したものであり、その後、当該機体について点検を実施し、飛行の安全性に影響する問題がないことを確認したため、飛行を再開し、同日、佐賀駐屯地に着陸したものである。

また、一般的に、V-22の注意灯が表示された場合には当該機体の点検を実施することが必要となるが、注意灯が表示されていない機体については、点検を実施することが必要となるものではない。

一の2について

令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生したティルト・ローター機CV-22の墜落事故(以下「本件事故」という。)については、令和六年八月二日(日本時間、米側から、本件事故の状況及び原因に関する事故調査報告書が公表され、本件事故の原因は、「プロップローター・ギアボックスの突発的故障」及び「操縦士の意思

決定」とされており、また、お尋ねの「根本原因」については、「初期不具合の証拠を明確にした二次的な損壊により特定することはできない」と結論付けられていると承知しているが、政府としては、本件事故を受け、米側との間で技術情報に関する前例のない極めて詳細なやり取りを行っており、本件事故の原因に対応した安全対策の一つとして、「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書（令和六年八月防衛省作成）に記載のとおり、「チップ探知機を用いて、全機を対象に運用再開前の予防的点検を行うとともに、維持整備の頻度を増やすことで、PRGBの不具合の予兆を早期に把握し」、「必要に応じPRGBを交換」することとしており、このことにより、引き続き、安全な運用を行うことができると考えていることから、米側に対し、お尋ねの「ギア破損の根本原因の解明」に向けた措置を求める考えはない。

一の3について
御指摘の報道は承知しているが、オスプレイについては、これまで、発生した事故等に関する米側や日本側による調査や分析を踏まえ、それぞれが各種の措置を講じ、飛行の安全確保に取り組んできたところであり、令和六年十二月二十日の参議院本会議において、石破内閣総理大臣が「オスプレイの安全性はこれまでも累次の機会に確認をしておりますが、引き続き、安全確保には万全を期してまいります。」と答弁しているとおりであります。

一の4について
オスプレイについては、一の3について述べたとおりであるところ、御指摘のように「米軍に早期の運用停止を求める」考えはなく、また、「代替品に切り替える」考えもない。
二の1の前提について
現時点で、V-22を追加で購入する予定はない。

二の1の後段について
個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。
二の2について
前段のお尋ねについては、防衛力整備計画対象経費（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第一条第三項に規定する防衛力整備計画対象経費をいう。以下同じ。）に係る令和七年度の歳出予算額において、米ドルによる見積額を邦貨に換算して予算に計上した経費（以下「米ドル建て経費」という。）は約一兆四千四百八十九億円であり、これが歳出化経費（前年度以前の国庫債務負担行為に基づき計上した歳出予算額をいう。）と一般物件費（物件費（契約ベース）の総額のうち当該年度の支出予定額をいう。）の合計額に占める割合は、約二十三・七パーセントである。

後段のお尋ねについては、防衛力整備計画対象経費に係る同年度の歳出予算額のうち米ドル建て経費が占める割合は、約十七・一パーセントである。
二の3について
前段のお尋ねについては、お尋ねの「全て示されたい」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、網羅的に答えすることは困難であるが、例えば、米国の有償援助による調達に係る経費や一般輸入による調達に係る経費が含まれる。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「防衛力整備計画の期間内における『歳出予算』」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年度から令和七年度までの各年度における当初予算額について、①防衛力整備計画対象経費に係る歳出予算額及び②そのうちの外貨関連経費をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

令和五年度 ①約六兆六千一億円 ②約一兆三百四十一億円
令和六年度 ①約七兆七千二百四十九億円 ②約一兆五千五百七十二億円
令和七年度 ①約八兆四千七百四十八億円 ②約一兆五千七百三十六億円

二の4について
お尋ねの「事業継続の必要性の検討がなされる基準」は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成二十七年防衛省訓令第三十六号。以下「訓令」という。）第十五条第一項における分析及び評価の結果、「取得戦略計画の見直し等について」（平成二十八年四月八日付け装普事第五千四百二十八号防衛装備庁長官通達別紙。以下「通達」という。）で定める「(1)取得プログラムの目的に変更を及ぼす可能性がある場合」、(2)年度見積りの単位事業取得コストと現行基準見積りの平均量産単価と現行基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの平均量産単価と現行基準見積りの単位ライフサイクルコストと現行基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が一・二五以上である場合」及び「(3)年度見積りの単位事業取得コストと当初基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が一・五〇以上である場合」のいずれかに該当すると認める場合である。

また、お尋ねの「計画の見直し検討がなされる基準」は、同項における分析及び評価の結果、通達で定める「(1)取得プログラムの範囲に変更を及ぼす場合」、(2)年度見積りの単位事業取得コストと現行基準見積りの平均量産単価と現行基準見積りの平均量産単価との比率又は年度見積りの平均量産単価と現行基準見積りの単位ライフサイクルコストとの比率が一・三〇以上である場合」のいずれかに該当すると認める場合である。

さらに、これらの基準は、米国法におけるいわゆる「ナン・マッカーディー条項」を参考としたものである。
二の5について
お尋ねの「事業が中止された事例」としては、十二式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）及び陸上配備型イージス・システムがある。

なお、訓令第二条第十二号に規定する取得プログラムの中止については、訓令第十七条において、「防衛大臣は、前条に規定する取得戦略計画の見直しの内容によって取得プログラムの目的を果たすことが不可能になる場合のほか、防衛力の整備における事情の変更その他の理由により、当該取得プログラムを中止することが適当と認めるときは、その中止を命ずることとする」とされているほか、通達において、「訓令第十七条に規定する取得プログラムを中止することが適当と認めるか否かについての防衛大臣の判断に資するため、防衛力の整備の観点からの重要性及び優先順位並びに代替案の有無等を考慮し、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整を行い、取得プログラムの継続の必要性について検討する」とされている。

調査報告書

内閣の重要政策及び警察等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

内閣委員長代理 理事 磯崎 仁彦
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針について坂井国務大臣から、行政改革、国家公務員制度、サイバー安全保障及び規制改革の基本方針について平国務大臣から、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助、女性活躍及び共生社会の基本方針について三原国務大臣から、経済再生、新しい資本主義、賃金向上、スタートアップ、全世代型社会保障改革、感染症危機管理及び経済財政政策の基本方針について赤澤国務大臣から、経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について城内国務大臣から、食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針について伊東国務大臣から、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針について林国務大臣から、それぞれ所信を聴取するとともに、令和七年度警察庁関係予算について坂井国家公安委員会委員長から、令和七年度こども家庭庁関係予算について三原内閣府特命担当大臣から、令和七年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について林内閣官房長官から、令和七年度人事院業務概況及び関係予算について川本人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した後、伊東国務大臣、三原国務大臣、坂井国務大臣、城内内閣府特命担当大臣、林内閣官房長官、赤澤国務大臣、土田財務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に對し質疑を行った。また、賃上げに向けた取組、

調査報告書

日本学術会議会員の任命、通信制高等学校サポート施設における通学定期券の取扱い、個人情報保護法の見直し、LGBT理解増進法に基づく基本計画の策定、海底ケーブルの防護、あおり運転に対する罰則強化、AIの利活用、特殊詐欺対策、女性蔑視に基づく人権侵害、こどものいじめ防止対策及び自殺対策、マイナ免許証、電動キックボードの安全対策、同性婚、放課後児童クラブの支援員の処遇改善、保育の質の確保に向けた保育士の処遇改善、官民ファンドの在り方、フュー

ジョンエネルギーの実現に向けた支援、大川原化工機事件の検証、学校教育における特別免許状の運用の周知等について、赤澤国務大臣、林内閣官房長官、坂井国務大臣、三原国務大臣、平国務大臣、城内国務大臣、伊東国務大臣、高村法務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、中田環境副大臣、今井内閣府大臣政務官、神田法務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官、吉井国国土交通大臣政務官、政府参考人及び参議院法制局当局に對し質疑を行った。

経過の概要

また、手話に関する施策の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案とすることを決定した。

調査報告書

行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

参議院議長 関口 昌一殿
総務委員長 宮崎 勝

経過の概要

本委員会は、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の一環として、第二百十七回国会開会中において、行政制度、地方行政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣から所信を聴取し、令和七年度総務省関係予算に関する件について阿達総務副大臣から、令和七年度地方財政計画に関する件について村上総務大臣及び富樫総務副大臣から、それぞれ説明を聴取するとともに、村上総務大臣、穂坂デジタル副大臣、古川国土交通副大臣、野中文部科学副大臣、富樫総務副大臣、金城文部科学大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、古川総務大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

また、左記の事項等に関し、村上総務大臣、富樫総務副大臣、辻内閣府副大臣、長谷川総務大臣政務官、川崎総務大臣政務官、今井内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉雄雄君に對し質疑を行った。

経過の概要

さらに、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議を行った。

経過の概要

このほか、同国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

一、緊急消防援助隊の運用に関する件
一、防災行政無線の整備に関する件
一、山岳遭難救助費用の在り方に関する件
一、国勢調査の実施に関する件
一、地方における観光振興施策に関する件
一、放送事業者のハラスメント問題に関する件
一、地方公共団体情報システム標準化の進め方に関する件
一、保育士の確保に向けた取組に関する件
一、受信料制度の在り方に関する件

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

法務委員長代理 理事 渡辺 猛之
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

法務委員長代理 理事 渡辺 猛之
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

法務委員長代理 理事 渡辺 猛之
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。
よつて経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

法務委員長代理 理事 渡辺 猛之
参議院議長 関口 昌一殿

調査報告書

外交、防衛等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

外交防衛委 理事 三浦 信祐
員長代理
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、外交、防衛等に関し、岩屋外務大臣から外交の基本方針、中谷防衛大臣から国の防衛の基本方針についてそれぞれ所信を聴取し、外交の基本方針、国の防衛の基本方針、自衛隊の災害派遣、米国の関税措置、イスラエル・パレスチナ情勢、防衛産業、尖閣諸島をめぐる問題、ODA、ミャンマー情勢、普天間飛行場の危険性の除去、ウクライナ情勢、防衛力の整備、海外日系人、自律型致死兵器システム、日中関係、サウジアラビア情勢、日印関係、女性の権利、在日米軍駐留経費負担、外国人による土地取得、戦史史料、日米防衛協力のための指針、自衛隊の通信防護措置、ワシントン条約の規制対象、航空協定の実施、防衛省・自衛隊の組織、フィリピン残留日系人、在外公館料理人、外国籍のBC級戦犯、日米関係、外国人によるマンション所有、WHOパンデミック協定(仮称)、食料安全保障、在沖縄米軍基地問題、外国人材の受入れ、米軍艦船の寄港、沖縄県における不発弾の破砕対象等の諸問題について、岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、辻内閣府副大臣、鳩山内閣府副大臣、野中文字科学副大臣、笹川農林水産副大臣、滝波農林水産副大臣、高橋国土交通副大臣、神田法務大臣政務官、松本外務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、国定国土交通大臣

令和七年八月十五日 参議院会議録追録 調査報告書(継続事件)

政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事小林広幸君に対し質疑を行った。また、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため山口県及び広島県への委員派遣を行い、これについて派遣委員から報告を聴取した。

次いで、閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

文教科学委 理事 伊藤 孝恵
員長代理
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査に関し、文教科学行政の基本施策についてあべ文部科学大臣から所信を、令和七年度文部科学省関係予算について武部文部科学副大臣から説明をそれぞれ聴取し、あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、赤松文部科学大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対して質疑を行うとともに、一般用医薬品の適正使用のための学校における指導の充実、教員不足への対応、国立青少年教育施設における体験活動の推進、通信制高校の質の向上、学校健診データの利活用の推進、学校における性教育の在り方、公立高校入試における定員内不合格、令和六年能登半島地震等における文部科学省の対応、科学技術イノベーション政策における国立研究開発法人の役割、各都道府県における高等学校の配置、地方創生に資

する多地域就学の推進、大学等における研究者・教員の無期転換ルール、高等学校の入試における障害のある生徒への合理的配慮、障害者による文化芸術活動の推進、大学の運動部活動の在り方、幼児教育の質の向上、学校部活動の地域展開、学校事故対応に関する指針の見直し、著作物の利用、高校教育改革の在り方、校則の見直し、学校施設環境改善交付金の拡充、学校のバリアフリー化の推進、デジタル教科書の在り方等の諸問題について、あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、辻内閣府副大臣、英利外務大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、倉田国立国会図書館長及び政府参考人に対して質疑を行った。

また、教育に関する実情調査のため、市川市立塩浜学園の視察を行った。
閉会後においても、引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障及び労働問題等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

厚生労働委 理事 神谷 政幸
員長代理
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、社会保障及び労働問題等に関する調査に関し、厚生労働行政の基本施策について厚生労働大臣から所信を、令和七年度厚生労働省関係予算について厚生労働副大臣から説明を、臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等

について厚生労働大臣から報告をそれぞれ聴取するとともに、エイズ対策、B型肝炎感染被害者の救済、がん対策、難病患者支援策、子宮頸がん予防策、感染症対策、糖尿病対策、医師の養成、医薬品・医療機器の供給体制、後発医薬品、地域医療構想、医薬品・医療機器の研究開発、医療提供体制の整備、薬価、医療費適正化、医薬品行政、医療・介護・障害福祉分野の質上げ促進、難聴対策、介護保険制度、介護報酬、高齢者施設、自殺対策、地域共生社会、障害者支援策、生活保護制度、戦没者の遺骨収集事業、障害福祉サービス等報酬、公的年金制度、年金事業の運営、未払賃金への対応、労働時間法制、いわゆる年収の壁、旧朝鮮半島出身労働者等の遺骨等の諸問題について、厚生労働大臣、内閣府副大臣、財務副大臣、文部科学大臣政務官、内閣府大臣政務官、国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。

また、自殺対策基本法の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案とすることを決定した。
さらに、社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、広島県に委員を派遣し、派遣委員から報告を聴取した。

右のほか、閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

農林水産委 理事 佐藤 啓
員長代理
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、令和七年度の農林水産行政の基本施策に関し、農林水産大臣から所信を聴取し、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

食料・農業・農村基本計画に関し、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行うとともに、「新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議」を行った。また、食料・農業・農村基本計画について、農林水産大臣から説明を聴取した。

このほか、農業構造転換集中対策、農林水産物・食品の輸出促進、米国の関税措置、米・水田政策、政府備蓄米の市場放出、茶葉及びお茶の文化の振興、日本酒等原料米不足、プラスチック排出対策、花粉交配用蜜蜂の不足、農業共済及び収入保険、有明海の不漁問題、水産業の振興施策、ウナギ養殖支援、海技資格制度の見直し等に関し、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官、外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会后、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

経済産業委員 理事 古賀 之士
委員長代理
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、経済産業行政等の基本施策について武藤国務大臣から所信を、令和六年における公正取引委員会の業務の概略について公正取引委員会委員長から説明をそれぞれ聴取するとともに、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について、武藤国務大臣、環境副大臣、経済産業大臣政務官、公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。また、書店の振興策、職場の熱中症対策、米国の関税措置への対応策、国際標準化に携わる人材の育成、長期脱炭素電源オークションでの既設原子力電源の取扱い、自動運転の社会実装に向けた取組等の諸問題について、経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

さらに、千葉県におけるデータセンター及び物流拠点立地の現状等に関する実情調査のため視察を行った。

右のほか、開会中及び閉会后において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

国土交通委員 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、愛知県及び岐阜県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のため、両県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取するとともに、国土交通行政等の基本施策に関する件について、中野国務大臣から所信を聴取し、中野国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、羽田空港ビル管理会社の子会社による不適切事案に関する件、車体整備事業者と損害保険会社との適切な価格交渉に関する件、気象災害等に係る情報伝達の在り方に関する件、特殊車両通行手続の迅速化に関する件、賃貸住宅の家賃負担軽減に関する件、航空機内における障害者のトイレ利用に関する件、鉄道車内及び駅における防犯対策に関する件、臨海鉄道事業者に対する国の支援に関する件、断熱改修等による住宅性能の強化に関する件、高速道路における逆走対策に関する件、輸入自動車の安全審査に関する件、住宅のリースバックに係る諸問題に関する件、踏切道における車椅子利用者等の安全対策に関する件、住宅困窮者対策に関する件、リニア中央新幹線の整備に関する件、地方公務員の寒冷地手当に係る気象データの在り方に関する件、貨物自動車運送事業における適正な運賃収受に向けた取組に関する件、石木ダム建設に係る諸問題に関する件、備蓄米の物流支援に関する件、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進に関する件、公共工事における予定価格の在り方に関する件、インバウンド対策にも資する地域公共交通の整備に関する件、建設技能労働者の処遇改善に関する件、自転車道設置の在り方に関する件、川辺川ダム建設の妥当性に関する件、自動車整備士の働き方に関する件、バリアフリートイレの在り方に関する件等について中野国務大臣、大串経済産業副大臣、高橋国土交通副大臣、庄子農林水産大臣政務官、土田

財務大臣政務官、東財務大臣政務官、吉井国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。

閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

環境及び公害問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

環境委員長 青山 繁晴
参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、環境行政等の基本施策について浅尾国務大臣から所信を、令和七年度環境省予算及び環境保全経費の概要について中田環境副大臣から説明を、公害等調整委員会の業務等について永野公害等調整委員会委員長から説明を、原子力規制委員会の業務について山中原子力規制委員会委員長から説明をそれぞれ聴取するとともに、環境行政等の基本施策、公害等調整委員会の業務等及び原子力規制委員会の業務について浅尾国務大臣、小林環境副大臣、中田環境副大臣、五十嵐環境大臣政務官、勝目内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、黄砂対策における国際連携の在り方、農用地の土壌汚染防止施策、リチウムイオン蓄電池に係る適正処理の推進、野生動植物の保全施策の在り方、労務費等の上昇に伴う適正な価格転嫁の在り方、大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策、公費解体に従事する作業員の宿泊経費に係る補助、山林火災を踏まえた森林の整備及び管理の在り方等について浅尾環境大臣、中田環境副大

臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、職場における熱中症対策、PFASに係る食品健康影響評価の在り方、リチウムイオン蓄電池の地方公共団体による回収促進策、アニマルカフェの規制の在り方、我が国の温室効果ガス排出量の減少要因、奈良県二上山の産業廃棄物中間処理施設の盛土による環境問題、奥能登四市町の災害廃棄物処理に係る国庫補助の在り方、脱炭素先行地域の申請支援等について浅尾環境大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、環境及び公害問題に関する実情調査のため、宮城県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取した。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

予算委員長代理 理事 中西 祐介

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について、石破内閣総理大臣、関係各大臣及び参考人等に対し質疑を行った。

また、開会中及び閉会後において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

災害対策特別 委員長大代理 理事 藤木 眞也

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、災害対策の基本施策に関する件について坂井国務大臣及び赤澤国務大臣から所信を、令和七年度防災関係予算に関する件について鳩山内閣府副大臣から説明をそれぞれ聴取し、災害対策の基本施策に関する件について坂井内閣府特命担当大臣、赤澤国務大臣、古川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年七月三十一日

政府開発援助等及び 沖縄・北方問題に関 する特別委員長 石井 浩郎

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、政府開発援助等の基本方針について岩屋外務大臣から、沖縄及び北方問題に関しての基本施策について伊東内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方

対策)及び岩屋外務大臣から、それぞれ所信を聴取し、岩屋外務大臣、伊東内閣府特命担当大臣、青木内閣官房副長官、勝目環境大臣政務官、小林防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。

また、参議院政府開発援助調査について、調査派遣団参加議員から意見を聴取し、意見の交換を行った。

また、第九回アフリカ開発会議(TICAD9)に向けた我が国の開発協力の在り方について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、第九回アフリカ開発会議(TICAD9)に向けた我が国の開発協力の在り方に関する決議を行った。

以上のほか、開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

